

## 教育福祉常任委員会記録

令和5年 第5回定例会		
1 日 時	令和5年12月13日(水) 午前10時00分 開会 午後 1時52分 閉会	
2 場 所	第1委員会室	
3 出 席 委 員	佐藤 誠 委員長 増渕 靖 弘 副委員長 鹿妻 武 洋 委員 仲田 知 史 委員 早川 勝 弘 委員 船生 雅 秀 委員 大貫 桂 一 委員 阿部 秀 実 委員	
4 欠 席 委 員	なし	
5 委員外出席者	谷中 恵子 議長 石川 さやか 副議長	
6 説 明 員	別紙のとおり	
7 事務局職員	大出 課長補佐兼議事調査係長 湯澤 書記	
8 会議の概要	別紙のとおり	
9 傍 聴 者	2名	

教育福祉常任委員会 説明員

職名	氏名	人數
副市長	福田 義一	1名
教育長	中村 仁	1名
行政経営部	行政経営課長	網 浩史
	行政経営課長補佐	高橋 洋一
保健福祉部	保健福祉部長	亀山 貴則
	厚生課長	羽山 好明
	障がい福祉課長	山形 弘行
	高齢福祉課長	中村 陽子
	介護保険課長	根本 幸子
	保険年金課長	谷津 勝也
	健康課長	東城 朋子
	地域福祉担当	松島 誠
	健康増進担当	古橋 芳一
	障がい福祉課長補佐	高根澤秀明
	高齢福祉課長補佐	長谷川ルミ
	介護保険課長補佐	柏熊 葉子
	保険年金課保険給付係長	小出 希
	こども未来部長	杉山 芳子
こども未来部	子育て支援課長	大貫 照実
	保育課長	小堀満美子
	こども・家庭サポートセンター所長	飯塚 利幸
	子育て支援課長補佐	福田 昌子
	こども・家庭サポートセンター所長補佐	阿部 晴江
	教育次長	郷 昭裕
教育委員会事務局	教育総務課長	佐藤 靖
	学校教育課長	田仲 史枝
	教育指導担当	清野 竜一
	生涯学習課長	金子恵美子
	文化課長	高橋 学
	スポーツ振興課長	神山 悅雄
	学校給食共同調理場長	平田 昌代
	図書館長	大貫 陽子
	川上澄生美術館事務長	向田 和子
	教育総務課総務政策係長	倉持 浩久
合 計		34名

## 教育福祉常任委員会 審査事項

- 1 議案第107号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）について
- 2 議案第108号 令和5年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 3 議案第110号 令和5年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 4 議案第111号 令和5年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第127号 指定管理者の指定について
- 6 議案第128号 指定管理者の指定について
- 7 議案第129号 指定管理者の指定について
- 8 議案第130号 指定管理者の指定について
- 9 議案第131号 指定管理者の指定について
- 10 議案第137号 鹿沼市体育館条例等の一部改正について
- 11 議案第138号 鹿沼市在宅要介護高齢者介護手当支給条例の一部改正について
- 12 議案第141号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について
- 13 議案第149号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）について

## 令和5年第5回定例会 教育福祉常任委員会概要

○佐藤委員長 開会に先立ちまして、お願ひをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお話し願います。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

今回この改選後初めての委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきたいと思います。

1年間どうぞよろしくお願ひします。

○増渕副委員長 おはようございます。

佐藤委員長をサポートして、この委員会が健全で、そして、実りある議案の審議がなりますよう、1年間努めてまいります。

よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 あと上着等はご自身の判断で着脱されても構いません。

それでは、ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案13件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第107号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です、よろしくお願ひいたします。

議案第107号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）」中、保健福祉部が所管する、主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

上から3段目、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金、右側の説明欄5行目、「障害者自立支援事業費国庫負担金」 1億2,467万5,000円の増につきましては、障害者自立支援事業費の障害者給付費及び障害児給付費の実績見込み額が増加することから増額補正するものであります。

次に、一番下の段、16款 県支出金 1項1目 民生費県負担金ですが、次のページの5ページをお開きください。

一番上の段、前のページから続いておりますが、民生費県負担金 右側の説明欄、「障害者自立支援事業費県負担金」 4,827万7,000円の増につきましては、先ほどの国庫負担金同様、障害者自立支援事業費の障害者給付費、及び障害児給付費の実績見込み額の

増額によるものであります。

次に、同じ5ページの上から3段目、18款 寄附金 1項2目 民生費寄附金、右側の説明欄2行目、「市民福祉振興基金積立金寄附金」 1,000万円の増につきましては、高齢者福祉への寄附によるものであります。

次に、7ページをお開きください。

上から3段目、21款 諸収入 4項3目 雜入、右側の説明欄2行目、「障害者自立支援事業費国県精算金」 8,408万9,000円の増につきましては、過年度の事業実績に基づく精算に伴い、増額補正するものであります。

続きまして、同じ説明欄8行目、「後期高齢者医療広域連合受託事業費」 5,808万7,000円の増につきましては、後期高齢者医療特別会計のうち、後期高齢者健診事業負担金及び広域連合助成金を歳入より減額し、一般会計の歳入へ組み替えるものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

15ページをお開きください。

一番下の段、3款 民生費 1項1目 社会福祉総務費ですが、すみません、次の17ページをお開きください。

前のページから続いておりますが、右側の説明欄1つ目の○、「市民福祉振興基金積立金」 1,000万円の増につきましては、先ほど歳入で説明いたしました、高齢者福祉への寄附金を基金に積み立てたものであります。

次に、同じ説明欄2つ目の○、「国民健康保険特別会計繰出金」 2,372万7,000円の増につきましては、国民健康保険、失礼しました。

2,372万7,000円の減につきましては、国民健康保険特別会計の前年度決算額の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額補正するものであります。

次に、同じ説明欄3つ目の○、「介護保険特別会計繰出金」 9,850万円の減につきましては、「介護給付費」及び「地域支援事業」における、過年度の事業実績に基づく精算に伴い、減額補正するものであります。

次に、同じ説明欄4つ目の○、「後期高齢者医療特別会計繰出金」 5,808万7,000円の増につきましては、先ほど歳入で説明いたしました、後期高齢者医療特別会計より一般会計の歳入へ組み入れた、後期高齢者健診事業負担金及び広域連合助成金を、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものであります。

次に、その下、2目 障害福祉費の説明欄2つ目の○、「障害者自立支援事業費」 2億5,875万6,000円の増につきましては、主にグループホームの入居者や生活介護利用者の増による給付費の増加によるものであります。

次に、同じ説明欄5つ目の○、「重度心身障害者福祉手当費」 380万6,000円の増につきましては、国による月額単価の増額改定及び支給対象者の増加により増額補正するものであります。

次に、同じ説明欄6つ目の○、「やまびこ荘管理運営費」 538万5,000円の増につき

ましては、施設内エレベーターと厨房の吸排気ガラリの修繕及びスチームコンベクションの購入費を計上するものであります。

次に、その下、3目 高齢者福祉費の説明欄1つ目の○、「在宅高齢者支援事業費」 360万2,000円の増につきましては、認知症ガイドブックの印刷や普及啓発のための教材等の購入、及び補聴器購入費助成について、今年度の見込みに応じ、増額するものであります。

次に、21ページをお開きください。

上から2段目、3款 民生費 3項1目 施行事務費の説明欄3つ目の○、「生活保護運営対策事務費」 1億146万9,000円の増につきましては、令和4年度生活保護扶助費等の事業実績に基づく清算に伴い、国庫負担金の償還金等を計上するものであります。

次に、23ページをお開きください。

4款 衛生費 1項2目 予防費の説明欄1つ目の○、「生活習慣病予防対策事業費」 252万1,000円の増につきましては、令和4年度健康増進事業の実績により、県補助金の償還金等を計上するものであります。

以上で、議案第107号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課長の大貫です。よろしくお願ひいたします。

議案第107号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）」のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

まず、歳入についてでありますが、4番目の段、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金の説明欄 児童福祉施設整備事業費国庫補助金 1,143万7,000円の増につきましては、保育園等での新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品や備品等の購入等に対する国の補助金でございます。

5ページをお開きください。

2番目の段、16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金の説明欄 児童福祉総務事務費県補助金 225万6,000円の増につきましては、物価高騰による民間保育園等への電気料金等の支援に対する県補助金であります。

その下の行、施設型給付・地域型保育給付等事業費県補助金 631万8,000円の増につきましては、コロナ禍における物価高騰による副食費等賄い材料費の高騰分に対する県補助金であります。

その下の行、児童福祉施設整備事業費県補助金 408万7,000円の増につきましては、国庫負担金と同様、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る県補助金であります。

その下の、3目 衛生費県補助金の説明欄 こども医療対策事業費県補助金 1,817万7,000円の増につきましては、こども医療費助成に対する県補助金であります。

その下の行、妊産婦医療対策事業費県補助金 177万5,000円の増につきましては、妊産婦の医療費助成に対する県補助金であります。

その下の行、ひとり親家庭医療対策事業費県補助金 141万円の増につきましては、ひとり親家庭の医療費助成に対する県補助金であります。

7ページをお開きください。

3番目の段、21款 諸収入 4項3目 雜入の説明欄 施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫精算金 314万8,000円の増につきましては、令和4年度の民間保育園等にかかる給付費の確定によるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

15ページをお開きください。

4番目の段、3款 民生費 1項1目 社会福祉総務費の説明欄5つ目の○、栗野福祉センター維持管理費、18ページに続きますが、161万5,000円の増につきましては、栗野福祉センターの電気料金及び和室の修繕費用でございます。

19ページをお開きください。

下の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄2つ目の○、児童福祉総務事務費 2,698万2,000円の増につきましては、子ども子育て支援交付金等の確定による国及び県への償還金であります。

3つ目の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費 700万円の減につきましては、民間保育園分の新型コロナウイルス感染症予防対策に対する補助金を児童福祉施設整備事業費に組み替えるものであります。

4つ目の○、児童福祉施設整備事業費 2,356万1,000円の増につきましては、民間保育園分の新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品等の購入及び施設改修並びに使用済み紙おむつ保管用ごみ箱の購入に対する補助金であります。

その下の2目、保育所費の説明欄1つ目の○、保育所運営費 1,585万3,000円の増につきましては、会計年度任用職員の報酬月額改定に伴う公立保育園の保育士の報酬等の増額及び新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品等でございます。

21ページをお開きください。

上の段、3款 民生費 2項3目 こども支援費の説明欄1つ目の○、ひとり親家庭福祉対策費 68万8,000円の増につきましては、ひとり親家庭の養育費受給のための公正証書作成等に係る費用への補助金等であります。

2つ目の○、児童扶養手当費 1,751万1,000円の増につきましては、令和4年度に実施しました、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の事業実績確定による国への償還金等であります。

4つ目の○、こどもみらい基金積立金 1億7,576万8,000円の増につきましては、ふるさと納税による、こどもみらい基金への寄附の増額を見込み、その分を補正するものであります。

23 ページをお開きください。

4 款 衛生費 1 項 6 目 子育て支援保健対策費の説明欄 1 つ目の○、こども医療対策事業費 4,307 万 1,000 円の増につきましては、本年度実績を見込み、こども医療費の助成額等を増額するものであります。

2 つ目の○、妊産婦医療対策事業費 409 万 2,000 円の増につきましては、本年度の実績を見込み、妊産婦の医療費の助成額等を増額するものであります。

3 つ目の○、ひとり親家庭医療対策事業費 359 万 5,000 円の増につきましては、本年度の実績を見込み、ひとり親家庭の医療費の助成額等を増額するものであります。

以上で、「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、こども未来部所管の歳入・歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 107 号 「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、教育委員会関係の歳入、歳出についてご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書の 7 ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の段、19 款 繰入金 2 項 4 目 かぬま・あわの振興基金繰入金の右側の説明欄、「かぬま・あわの振興基金繰入金」 100 万円の増につきましては、令和 5 年 3 月に受け入れをいたしました寄附金を活用いたしまして、図書を購入するため基金から繰り入れをするものであります。

次に、歳出について、ご説明をいたします。

11 ページをお開きください。

2 款 総務費 1 項 8 目 財産管理費の右側の説明欄、3 番目の○、「市民情報センター維持管理費」 440 万 9,000 円の増につきましては、市民情報センター南側のひさしで生じております雨漏りの防水工事に係る経費を計上するものであります。

一番下になります、14 目 生涯学習費の右側の説明欄、1 番目の○、「生涯学習指導員報酬」でございます。10 万 5,000 円の増につきましては、人事院勧告に伴い生涯学習指導員 2 名分の報酬及び期末手当の増額分を計上するものであります。

次に、2 番目の○、「自然体験交流センター管理運営費」 197 万 6,000 円の増につきましては、人事院勧告及び栃木県最低賃金の改定に伴いまして、事務補助職員及び作業員、合計 15 名分の報酬等の増額分及び、次のページですね、13 ページ、14 ページに続きますけれども、燃油価格の高騰によります電気料値上げのため、光熱水費の不足分を計上するものであります。

続きまして、29 ページをお開きください。

3 段目の段、10 款 教育費 1 項 2 目 事務局費の右側の説明欄、2 番目の○、「公立学校非常勤講師報酬」 553 万円の増につきましては、人事院勧告に伴い、非常勤講師

57名分の報酬の増額分を計上するものであります。

一番下の段、10款 教育費 2項 1目 学校管理費の右側の説明欄、2番目の○、「校舎等維持補修費」 800万円の増につきましては、南摩小学校の校舎西側屋根の防水修繕のほか、プール使用後の点検で業者から修繕の必要の指摘がありました加園小学校ほか4校のプールろ過機の修繕、そのほか、不具合のある設備等の修繕に係る経費を計上するものであります。

続きまして、31ページをお開きください。

一番上の段、10款 教育費 3項 1目 学校管理費の右側の説明欄、1番目の○、「中学校管理費」 70万9,000円の増につきましては、こちらも人事院勧告に伴い、学校図書館支援員 10名分の報酬と期末手当の増額分を計上するものであります。

次に、2番目の○、「校舎等維持補修費」 217万5,000円の増につきましては、プール使用後の点検によりまして、こちらも業者から修繕の指摘がありました、南摩中学校及び板荷中学校のプールろ過機の修繕に係る経費を計上するものであります。

次に、3番目の○、「校舎等施設整備事業費」 210万7,000円の増につきましては、西中学校におきまして、開閉に不具合が生じております校舎内部のシャッター、こちらの修繕工事及び板荷中学校の階段室において生じております雨漏り修繕のための防水改修工事に係る経費を計上するものであります。

続きまして、2目 教育振興費の右側の説明欄、「教材教具購入費」 100万円の増につきましては、令和5年3月に受け入れをいたしました寄附を使用いたしまして、中学校10校に10万円分の図書を購入するため、歳出に計上するものであります。

なお、購入費の財源につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました「かぬま・あわの振興基金繰入金」の100万円であります。

次に、10款 教育費 4項 1目 社会教育総務費の右側の説明欄、1番目の○、「社会教育指導員報酬」 65万3,000円の増につきましては、こちらも人事院勧告に伴い社会教育指導員5名分の報酬、期末手当の増額分を計上するものであります。

次に、2目 図書館費の右側の説明欄、「図書館管理費」 144万5,000円の増につきましては、こちらも人事院勧告に伴い、増額になる会計年度任用職員の報酬の不足分及び燃油価格の高騰によります電気料金値上げのための光熱水費の不足分を計上するものであります。

続いて、3目 文化振興費の右側の説明欄、「川上澄生美術館管理運営事業費」 46万4,000円の増につきましては、燃油価格の高騰によります電気料金の値上げのため、光熱水費の不足分を計上するものであります。

一番下の段、10款 教育費 5項 2目 体育施設費の右側の説明欄、「体育施設管理運営費」 56万円の増につきましては、燃油価格の高騰によります電気料金値上げのため、光熱水費の不足分を計上するものであります。

次に、3目 学校給食費の右側の説明欄、「学校給食事業費」 4,065万9,000円の増

につきましては、33 ページ、34 ページと続きます、人事院勧告に伴い増額になる会計年度任用職員の報酬及び期末手当の不足分、そして、燃油価格高騰による電気料金の値上げのため不足します光熱水費、こちらの不足分及び栗野地区学校給食共同調理場の食器・食缶洗浄機が老朽化によりまして不具合が生じているため、こちらの入れ替えに要する費用を計上するものであります。

以上で、議案第 107 号 「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、教育委員会関係」についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

よろしくお願ひします。

では、まず保健福祉から説明いただいたので、そこからやっていきたいと思います。

歳入と歳出両方で説明のありました、障害者福祉の部分で、歳入でも国と県の支出金ということで入っていて、それで、支出のほうでは 2 億 3,000 万円ですか、増えているというような形になっているのですが、何か、かなり増えている感じなのですけれども、状況としてはどんなことでこのような増額になったのでしょうか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。

山形障がい福祉課長。

○山形障がい福祉課長 障がい福祉課長の山形です、よろしくお願ひいたします。

阿部委員のご質問にお答えいたします。

障害者自立支援事業費の主な歳出の増の要因についてなのですが、こちらにつきましては、答弁でも申し上げましたように、生活介護、それから、共同生活援助、そのほかに、就労支援の利用者増であったり、放課後デイサービスの利用者増があります。

それで、令和 4 年の 4 月 7 日から令和 5 年 7 月までの利用者数の増につきまして、どのような推移があったかというところを述べさせていただきますと、まず生活介護者の利用増につきましては、この 1 年間で 148 名の利用者増が生じております。

また、グループホームにつきましては、この 1 年間で 17 人の利用者増が生じております。

また、グループホームの施設自体も増えておりまして、3 施設で 27 床の増になっております。

このほかの児童のほうでは、放課後デイサービスの利用者増が見られていて、この 1 年間で 47 名、こちら施設の登録者数になるのですが、そういった増加が見られております。

このような状況から、当初の見込みに対して、事業費の増加が生じているというような状況になります。

以上で答弁を終わりにいたします。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい。支出の部分を見ると、2億5,875万6,000円ということになっていて、それで、主には扶助費、給付の部分でかかっているということなのですね。

それで、今までにない数字で、増加しているというところの理由について聞きたかったのですけれども、その140何名からの、あとグループ、3つの新しい施設ができて、27床、27人が泊まれるように、宿泊できるようになったと、その辺で、ここが増えたということなのですか。

○佐藤委員長 山形障がい福祉課長。

○山形障がい福祉課長 障がい福祉課長の山形です。

実際に利用増につきましては、障がい福祉サービスでは、各種サービスがございます。

それらのサービスのうちの主なものとして先ほどご説明のほうさせていただいたのですけれども、全体としまして、障がい福祉サービスの利用につきまして、これまで、できるだけサービスにつなげていくというところで取り組みをしてまいりました。

そのこととあわせまして、障がい者自身が相談をするという、そういった部分のハーダルが下がってきたといいますか、理解が進んで、相談しやすくなつたということも背景にあるかと思います。

つまりサービスの、その全体的な、その福祉サービスの利用率が上がってきたということが事業費の増加の要因になっているというふうに考えております。

以上で答弁を終わりにいたします。

○増渕副委員長 山形課長さん。

いや、委員長。

○佐藤委員長 増渕委員。

○増渕副委員長 今、金額を聞いているのだよ。

増の要因になるところを、大体のところでいいからというふうに、阿部委員は聞いていると思うので、その増えた、増額になったところの主なところを言わないと、そのシステム的なところはわかったから、その増のところが2億いくらって大きな金になつたという要因を説明してくれって言つていいと思うので、そこを詳しく言ってください。

○佐藤委員長 だそうです。だそうです。

これ、ちょっと準備していただいている間、もしよかつたら、次の方、1回お受けしたいのですけれども、阿部委員のほかに。

それはありますか、できましたか。

○増渕副委員長 次にしたほうがいいよ、委員長。

○山形障がい福祉課長 ちょっとお時間をいただきたいと思います。すみません。

○佐藤委員長 では、どうしようかな。ほかにありますか、質問される方。では、仲田委員。

○仲田委員 はい、仲田でございます。

23ページ、4款衛生費、1項、保健衛生費の部分の6目ですかね、子育て支援保健対策費のところの説明で、それぞれ○がついて、増額になっていると思うのですけれども、今年度事業増額を見込み、増額されたということなのですが、当初予算から増額されたその背景的なものをちょっと、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○佐藤委員長 大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課長の大貫です。

仲田委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、こども医療費の増額ということで見込んだところなのですけれども、こちらは令和4年度とですね、失礼しました。

令和4年度の上半期において最も高い助成額になった月と、それと令和4年度下半期の最も高い助成月だった月を比較しますと、1.1倍の伸びがますございました。

それで、今回の補正予算におきましては、そちらの状況などを加味しまして、また、令和5年度の上半期の部分も見ますと、やはり1.1倍程度の伸びを示しているというところを考慮いたしまして、令和5年度の下半期分も見越して増額をしたというところでございます。

助成額の伸びがなぜあったかということでございますけれども、皆さん、ご承知のとおり、インフルエンザが早い時期からはやっているような状況等がございまして、そのほか、何かいろいろ小さな子供さんの中でも、いろいろ何か感染症がはやっているというような状況などもあって、助成額が増えたというような状況であるのではないかなどいうふうなことで、こちらは見越してございます。

以上です。

○佐藤委員長 仲田委員。

○仲田委員 ご説明ありがとうございました。大変わかりやすく、はい、理解できたと思います。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

増渕委員。

○増渕副委員長 それでは20ページの一番下の段、保育所運営費なのですけれども、教育委員会のほうでは人事院勧告により増額の、何人でどのぐらいって言ったのですけれども、さっきの課長の中では人数が言われてなかつたので、その人数を聞きたいのと、これはあくまでも確認なのですけれども、これは市の運営している保育所の職員であるのと、関連して民間は同等のように、ある程度それに比例して上がっているかどうかということまでちょっと一括で答弁願いたいと思います。

○佐藤委員長 小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です、よろしくお願ひいたします。

増渕副委員長の質疑にお答えいたします。

今回の人事院勧告によりまして、費用があった人数につきましては、会計年度任用職員 104 人分になります。

その内訳としましては、保育士が 72 人、調理員、代替え職員の調理員含めて 28 人、看護師が 2 人、保健師が 2 人となっております。

それで、民間に勤める保育士の方に対しての人事院勧告の影響ということでお伺いしたのですけれども、昨年度より処遇改善ということで、民間の保育士さんに対しましては、約月 9,000 円程度の増額を行っておりますので、それで、今年の 10 月からは給付費に含めまして、給料の増額を図ってまいっているところであります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 増渕委員。

○増渕副委員長 ありがとうございます。

ただ、前から言っているように、これ、これだけ詳しくわかっていると、説明のときに、教育委員会みたいに言ってくれると、この質問はなくていいのだよね。

だから、そういうところをちょっと、もうちょっと同じような、統一してくれる？

そうすると、こういう質問は、時間がね、節約できるから、それをお願いします。

続いていいですか、委員長。

○佐藤委員長 どうぞ。

○増渕副委員長 こども未来部の基金積立金について、これ 1 億 7,500 万円と大きなお金、これが積み立ててどういうふうに運用するのか、積み立ては結構なのですけれども、これがこども未来部として、今子供たちが少子化だったりしているときに、これを積み立てるだけではなくて、これをどういうふうな運用するのか、目的とか、どういうところでやるとかという点、タイムテーブルまで含めて、ご説明をお願いいたします。

○佐藤委員長 大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課長の大貫です。

増渕副委員長のご質疑にお答えさせていただきます。

まず、こども未来基金の、今回 1 億 7,500 万なにがしの金額を積み立てるわけなのですけれども、令和、失礼しました。

今年度の、まず基金の主な使い道といたしまして、今の晃望台幼稚園の整備などを行っておりまして、そちらの費用でありますとか、あと、そちらに併設いたします晃望台の学童クラブ、そちらの建設費用でありますとか、また、子供の居場所づくり事業などということで、そちらの基金のものを現状ですね、使ってやっていたりとか、そういういろいろ子育て支援に関します幅広い事業への活用をまず、いたしているところでございます。

また、こちらの基金につきましても、今令和 6 年度予算のほうをつくっているところ、要求しているところなのですが、そちらのほうでも、こちらの基金を生かしてというようなことで、こども未来部のほうでは考えているところです。

以上です。

○佐藤委員長 増渕委員。

○増渕副委員長 大変わかりやすい説明、ありがとうございます。

最後にもう1点だけ、いいですか。

30ページで、これ30ページとあとこっちにもあるのですけれども、校舎の維持管理費の中で、プールについて、結構お金がかかるという、修繕費のことについて聞きたいのですけれども、これ中学校とかが、今聞いていると、そんなに人数いないと。

あと、ほかの校舎とかを直すのは1年間、ずっと直せば、ずっとそれが直した効果があるけれども、プールに関してって、本当に授業が1週間とか、そうすると、費用対効果ではないけれども、これからのことと、これをランニングコストで考えたときに、新たに、まだ修繕でもこのぐらいかかるということなので、新規になると、プールのこれから改修とか、新しいモーターを入れ替えるというと、莫大な金額がかかるのだよね。

だから、そのところの長期的なプランとして、これから維持管理費とか、その稼働が物すごく少ないから、からの、鹿沼市のこれから教育委員会の考え方として、これはアナウンスしていないと、プールがこれから使う、「あるのに何で民間使うんだ」とか、「南摩のあれ使うんだ」とかっていうことになるから、先々のことまで考えて、ちゃんとアナウンスをしてないといけないと思うのね。

だから、そのコンセプトをちゃんと決めて、そのプランニングをちゃんとしないといけないと思うので、そこら辺のところも含めて、からの展望を聞かせてください。お願いします。

○佐藤委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です。

それでは増渕副委員長のご質疑にお答えをいたします。

プールにつきましては、こちらですね、プールのろ過器、プールの点検なのですが、使用前と使用後ということで、年2回の点検のほうを実施しております。

その際に不具合が生じた場合は修繕という形になってございます。

それで、もう既に34校中12校につきましては、象間のプールとか、市民プールとか、あとは民間のプール施設を活用して、プールの授業をやっている状況でございます。

そちらにつきましては、既にプールの使用が、どうしても修繕費が莫大にかかるということで、そちら、既存のプールのほうを利用しているような状況でございます。

今後の考え方ということでございますけれども、こちらにつきましても、プールの修繕費用が莫大にかかるというような状況に陥った場合には、こちらですね、民間の施設をお借りしたりとか、象間の施設をローテーションを組みながら使うような形で、なるべく費用のかからないように、こちらのほうも考えてございます。

そのようなことで、「スケジュールとか、そちらのほうはどうなってんだ」というふうなことも質問されるかもしれませんけれども、そちらにつきましては、状況を見ながら、

判断をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上で、説明を終わります。

○佐藤委員長 増渕委員。

○増渕副委員長 そういう、ちゃんと、きちんとした展望が開けていれば、その確認だったので、そのとき、都度都度だよね、やっていただければと思いますので、よろしくお願いいいたします、ありがとうございました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

鹿妻委員。

○鹿妻委員 すみません、増渕副委員長と同じところになるのですけれども、30ページの校舎等維持補修費のところなのですが、説明の中で加園小学校ほか6校というご説明があつたかと思うのですが、具体的に、加園小学校のほか、どこがあつたかをご説明いただければと思います。

お願いします。

○佐藤委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です。

それでは鹿妻委員の質疑にお答えをいたします。

すみません。加園小学校含めて4校ということで、はい、説明のほうさせていただきたいと思います。

加園小学校のほかですね、南押原小学校、栗野小学校、そして、榆木小学校、こちらの4校という形になります。

以上で説明を終わります。

○鹿妻委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 大丈夫なのですか。

○鹿妻委員 はい、続けて。

○佐藤委員長 はい。

ちょっと皆さんに、1回ちょっとお願ひなのですけれども、何ページの何とかって、項目を言ってもらわないと、我々、ついていけませんので、僕がついていくつですけれども、はい、ご配慮いただきたいなと思います。

ほかにご質疑ありませんか、鹿妻委員。

○鹿妻委員 続けて失礼します。

22ページの3款民生費、2項児童福祉費の3目こども支援費の右側にあります、ひとり親家庭福祉対策費の中の公正証書等作成支援事業についてなのですけれども、こちらちょっと、内容のちょっと詳しい説明と、その背景について、ちょっと教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。飯塚こども・家庭サポートセンター所長。

○飯塚こども・家庭サポートセンター所長 こども・家庭サポートセンターの所長の飯塚

と申します。よろしくお願ひいたします。

鹿妻委員のご質疑にお答えいたします。

養育費に関する公正証書等作成への支援といたしましては、背景といたしましては、離婚された父母のどちらかが親権を持って養育をされているという中において、養育費がなかなか継続して、あるいは取り決めがなされることによって、受給ができないような状況を聞いております。

それで、本市では、調べられるその数字というのは、児童扶養手当において、現況届の際、ヒアリングを行っておりますが、そういった中で、こちらが把握しているところによりますと、受給率は約3割弱というようなことで、これはもう全国的に見ても、同様の割合であるというような中で、ほかの自治体でも、少しずつこういった養育費を確保するための支援というのが、行われてきているという中におきまして、本県では、栃木市と宇都宮市が、このような助成を行っているということで、宇都宮市におきましては、令和3年度から、栃木市もなのですが、令和3年度から実施しているという中で、ちょっと、その状況を見ていって、宇都宮市さんのお話なんかを聞くと、実績が出てきているというようなこともあったものですから、本市といたしましても、これを採用して、実施していきたいというふうに考えております。

それで、予算につきましては、12月補正ということで始まったものですから、まずは3カ月分というようなことで、5件程度の費用を見込んでおりまして、1件当たり4万3,000円の上限額ということで、その5件分、計上させていただきました。

（「12月、1月」と言う者あり）

○飯塚こども・家庭サポートセンター所長 あ、そうですね。1月から3月の、すみません、3カ月分を計上させていただいております。

はい、以上で説明を終わります。

○鹿妻委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

阿部委員。

○阿部委員 はい。阿部です。お願いします。

さっきの続きで、保健福祉のところでは、18ページの一番上のところで、説明で、市民福祉振興基金積立金1,000万円ということで積み立て、同じ、増済委員からの出たのと同じです。

この基金が、今現在どんなふうになっているのかということと、活用とか、運用をどんなふうにしていくのか、確認したいと思います。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。

羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

ただいまご質問ございました基金の関係でございますけれども、実は、この市民福祉

振興基金につきましては、平成2年度ぐらいに基金が、確かできたのですけれども、当時は、かなりの額の基金がありまして、いわゆる高齢者関係ですとか、主に福祉の関係の基金ですので、そういうもので使われてきたのですが、ここ最近につきましては、基金がほとんどないような状態だったのですね。

それが、先ほど説明いたしました、高齢者福祉への寄附金というものが、年間1,000万円ほどあります、それが3年ほどございましたので、今現在3,000万円ほどになったかと思うのですけれども、それにつきましては、今使うように計画しておりますのが、高齢者福祉センター、こちらの改修等に使うような形で進んでおります。

また、それ以外につきましては、今後状況を見ながら、やはり同じように進めていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、わかりました。

福祉センターというのは、トレーニングセンターとかある、あの福祉センターの修繕に使うということですか。

○佐藤委員長 羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 あそこのトレーニングセンターの隣に、いわゆる温泉がございます。

高齢者福祉センター、今回の一般質問などでもあったのですけれども、はい。

そちらの施設の改修をまずは行うような計画でございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 続けてよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○阿部委員 はい、では、続きまして、教育関係です。

32ページ、説明にありました川上澄生美術館管理事業費で、電気代等の高騰ということで、46万4,000円ということですが、川上澄生美術館は、今の図書館のほうも空調の整備をしていますけれども、いろいろと課題があって、今年の夏頃ですか、1回見にいったときに閉館になっていて、使えなかったというときもあったのですけれども、その辺、川上澄生美術館は大事な美術品が貯蔵されているところなのですが、管理とか、その体制とか、ここでは46万4,000円を使っているということなのですが、これで十分な、これから持続が可能なのか、確認したいと思います。

○佐藤委員長 向田川上澄生美術館事務長。

○向田川上澄生美術館事務長 川上澄生美術館事務長の向田です、よろしくお願ひいたします。

川上澄生美術館の空調管理については、リースで進めておりまして、年に何度か、空調のメンテナンスを行っております。

ちょっと具体的なところについては、確認をいたしまして、後ほどお答えしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、よろしくお願ひします。

では、続きまして、あと1個。

はい、34ページです。

先ほど説明のありました栗野の給食センターの洗浄機、3,550万円という、非常に高額の機械のように感じるのですが、これ、こういうものなのでしょうか。確認したいと思います。

○佐藤委員長 執行部の説明を願います。

平田学校給食共同調理場長。

○平田学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場長の平田です。よろしくお願ひいたします。

阿部委員の質疑にお答えします。

今回の栗野共同調理場の洗浄機の入れ替えということなのですけれども、いくつかの種類下でなっておりまして、立体浸漬槽とシステム洗浄機、あと食缶下洗い機、食缶洗浄機という4種類のものをあわせて入れ替えいたします。

それで、現在の規模よりも、今後、受配校の数など、人数が減少になることが考えられますので、2,000食対応の洗浄機を、コンパクトな、現在のものよりもコンパクトなものに入れ替える予定になっております。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、入れ替える予定になっているということは、ここで補正をして、それで、これからそれを導入していくということなのだと思うのですが、この段階で、その見積りとか、入札とか、そういう契約なんかはやられているということなのですか。

○佐藤委員長 平田学校給食共同調理場長。

○平田学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場の平田です。

現在ですね、12月の入札予定で事業を進めております。

というのも、受注・発注というような形になりますので、そちらを、入札が終わった後に、洗浄機等の業者に作成していただいて、どうしても、長期休みの期間でしか入れ替えが、給食があるものですから、止めることはできないので、一応春休みの工事を予定していくと、12月に入札をして、3月の春休み、3月下旬ぐらいですね、に入れ替えする予定で今進めております。

それで、金額についてなのですが、今回補正額が3,500万円ちょっとということにはなっているのですけれども、実際は、当初予算で、鹿沼調理場の真空冷却というのを入れ替えた予算残を含めまして、洗浄機の入れ替えにかかる費用は4,849万4,000円を予定しています。

説明は以上です。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、わかりました。

補正でこの分が必要だったということもわかりました。

児童生徒の安全安心を寄与するね、大事な問題もあるので、きっちりとやっていただければと思います。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありますか。

さっきの。

○阿部委員 では、さっきの。

○佐藤委員長 もうできていますか。

では、先ほどの阿部委員の質問に対しての答弁を、山形障がい福祉課長からお願ひします。

○山形障がい福祉課長 障がい福祉課長の山形です、よろしくお願ひします。

説明書のほうは 18 ページになります。

ご質問ありました、障害者自立支援事業費の扶助費、2 億 4,935 万円につきましてなのですが、補正予算を積算するに当たりまして、各サービスの事業ごとには積算をしてなくて、令和 3 年から令和 4 年の平均伸び率をもとに、この金額のほうを算出をしております。

そのため、これからその内訳ということだったのですけれども、その伸び率から推測できる金額ということで、お答えさせていただくようになるのですが、よろしいでしょうか。

はい、そうしましたらば、まず内訳なのですけれども、障害者介護給付費のほうと、障害児給付費、この 2 つがございます。

それで、障害者介護給付費のほうなのですけれども、こちらが約 1 億 8,000 万円の給付内容になっておりまして、その内訳、先ほど答弁で申し上げましたように、主な増加要因となっているサービスごとに、推計で金額を申し上げますと、生活介護のほうが約 520 万円。

それから、共同生活援助、グループホームのほうになります。こちらが約 1 億円。

それから、就労継続支援 A 型、こちらが約 5,300 万円。

就労継続支援の B 型、こちらが約 2,100 万円になります。

障害児給付費のほうなのですが、こちら放課後等デイサービスのほうで、こちらが約 6,000 万円になります。

以上となります。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、細かい説明ありがとうございます。

障がい者、ハンディを持った方に対して、きちんと手厚い支援をしていくということはすごく大切なことですし、聞くと障がい者のほうの施設の運営もなかなか厳しい状況が続いているという話も聞いてはいるのですが、その一方で、全国組織で取り組んでいる障がい者施設の中では、不正受給で裁判になったり、事件になったりというのが、ちょっとこのところ随分増えているようなのですね。

それで、その全国組織の会社が鹿沼にも、去年ですかね、障がい者施設ができたというところもあったので、ちょっと不安にもなったのですが、きちんと数字で出ているので、信用していきたいと思うのですけれども、そういうことにならないように、ぜひ今後もしっかりと見ていきながら、なおかつ障がい者、ハンディを持った方に対して、きちんと支援ができる取り組みをお願いしたいと思います。

はい、以上です。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありますか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 107 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 107 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 108 号 令和 5 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。よろしくお願ひいたします。

議案第 108 号 「令和 5 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」ご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

「令和 5 年度補正予算に関する説明書」の国民健康保険特別会計の 3 ページをお開きください。

まず、7 款「繰入金」1 項 1 目「一般会計繰入金」2,372 万 7,000 円の減につきましては、前年度決算額の確定に伴いまして、令和 5 年度の一般会計からの繰り入れを減額するものであります。

8 款「繰越金」1 項 1 目「繰越金」4 億 8,578 万 1,000 円につきましては、前年度決算額の確定により、繰越額を増額するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5 ページをお開きください。

1款「総務費」1項 1目「一般管理費」の説明欄1つ目の○になるのですが、こちらは、診療報酬内容点検専門員がおりまして、その報酬2名分、人事院勧告に伴いまして、報酬と職員手当を増額するものであります。

続きまして、2つ目の○、国民健康保険事務費、こちらは電算機器補修になるのですが、176万円の増につきましては、産前産後期間の国民健康保険税の免除措置に伴いますシステム改修費用を増額するものであります。

8款「予備費」1項 1目「予備費」4億5,999万1,000円の増額につきましては、前年度決算額の確定に伴い、歳入、歳出額の調整によりまして、増額とするものであります。

以上で、「令和5年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

お願いします。

今説明がいただきました、繰越金の中での4億8,500万円で、予備費、歳出のほうでは4億5,900万円という大きな数字が計上されました。

これが、流れでいくと、基金に組み込まれていく形になるのでしょうか。そこ、その辺はどういう扱いをしていくのか、確認したいと思います。

○佐藤委員長 谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

ただいまの阿部委員のご質疑にお答えいたします。

年度の会計におきましては、毎月の医療費の支払いに対しまして、県より、交付金が交付されますので、今年度の推計におきましては、増額傾向ということであるのですが、予算が一時的に不足する場合等に、やはり必要なため、予備費のほうに予算のほうを置いておくというような形になります。

今年度の決算額が確定して、来年度以降の額が確定すれば、また基金の積み増しという可能性もあるのですが、現在、医療費推計のほうが約2億円ほど増額、当初予算よりもですね、傾向で今のところ推移しております、この傾向が今後続くようだと、予備費のほうからのお金の流用が必要になってくるのではないかということもありまして、現状ではこの状態になっております。

ただ基金のほうに、まだ予算がありますので、そちらから一般的には繰り入れしておりますが、仮に、余ってくるようでしたら、基金の積み増しということも考えられます。

以上で説明させていただきます。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、よろしくお願いします。

それで、今現在その医療給付のほうが2億円ぐらい出てきているというところでは、その主な原因としては何なのですか。

○佐藤委員長 谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 はい、今の主な原因なのですが、まず国民健康保険の年齢構成につきまして、約、65歳以上の方が約50%近くいらっしゃいます。

それで、医療費に関しましては、高齢になるほど高く、多くかかってくるということもあります。

そのため、今回の、原因のほうはまだ確定できていないのですが、インフルエンザ等の流行とか、そういうことがありました、1人当たりの医療費のほうがかなり増額しております。

推計として出すものですから、1人当たりの医療費の推計掛ける被保険者数ということになります。

それで、その推計をしますと、年度末の伸びが大体2億円ぐらい増えているような、今のところの状況であります。

以上で説明とさせていただきます。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、わかりました。

非常にいろいろ参考になりました、ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありますか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第108号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第108号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第110号 令和5年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

根本介護保険課長。

○根本介護保険課長 介護保険課長の根本です。よろしくお願ひいたします。

議案第110号 「令和5年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、一括してご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、介護保険特別会計の3ページをお開きください。

一番上の段、3款 国庫支出金 2項 4目 介護保険事業費補助金 82万5,000円につきましては、介護保険報酬改定等に伴うシステム改修費用に基づき、国庫補助金を増額補正するものであります。

次に、その下、5目 保険者機能強化推進交付金 419万9,000円の減、及び6目 介護保険保険者努力支援交付金 36万円の増につきましては、過年度の事業実績に基づき、国庫補助金を補正するものであります。

次に、2段目、7款 繰入金 1項 1目 介護給付費繰入金 9,118万6,000円の減から、5目 その他一般会計繰入金 256万8,000円の減につきましては、過年度の事業実績に基づく精算を行うため補正をするものであります。

次に、一番下の段、8款 繰越金 1項 1目 繰越金 4億9,105万円につきましては、歳入・歳出差引により、増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

一番上の段、1款 総務費 1項 1目 一般管理費 説明欄の○、介護保険事務費165万円の増につきましては、介護保険報酬改定に伴うシステム改修費を計上するものであります。

次に、上から3つ目の段 4款 基金積立金 1項 1目 介護給付費準備基金積立金 2億868万7,000円につきましては、過年度の事業実績に基づき、増額補正するものであります。

次に、上から5段目 7款 諸支出金 1項 2目 償還金 1億6,809万6,000円につきましては、介護保険給付費における過年度の事業実績に基づく精算に伴う国・県負担金の受け入れ超過分及び地域支援事業交付金における過年度の事業実績に基づく精算に伴う国・県交付金の受け入れ超過分を国庫支出金等へ償還に充てるために増額補正するものであります。

次に、一番下の段 8款 予備費につきましては、繰越金のうち1,000万円を留保するため増額補正するものであります。

以上で、議案第110号 令和5年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第110号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第110号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第111号 令和5年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です、よろしくお願ひいたします。

議案第 111 号 「令和 5 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」ご説明をいたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

「令和 5 年度補正予算に関する説明書」 後期高齢者医療特別会計の 3 ページをお開きください。

1 段目 1 款「後期高齢者医療保険料」1 項 1 目「特別徴収保険料」389 万 6,000 円の減につきましては、当初予算より 1 人当たりの徴収額が減となったため、減額するものであります。

同じ段 1 項 2 目「普通徴収保険料」2,549 万円の増につきましては、当初予算より 1 人当たりの調定額が増となったため、増額とするものであります。

続きまして、2 段目 3 款「繰入金」1 項 3 目「受託事業繰入金」5,808 万 7,000 円の増につきましては、一般会計からの繰り入れを増額するものであります。

3 段目 4 款「繰越金」1 項 1 目「繰越金」1,852 万 6,000 円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

4 段目 5 款「諸収入」3 項 1 目「雑入」 説明欄、「後期高齢者健診事業負担金」4,012 万円及び「後期高齢者医療広域連合助成金」1,796 万 7,000 円の減につきましては、同額を一般会計の歳入で受けるために、予算を組み替えるものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市が徴収しました保険料と保険基盤安定繰入金を合わせ、広域連合に納付するもので、歳入予算 1 款 保険料が 2,087 万 8,000 円増額となったことにより、同額を計上するものであります。

4 款「予備費」1 項 1 目「予備費」1,852 万 6,000 円の増につきましては、前年度決算に伴う繰越額を歳入歳出で調整するものであります。

以上で、「令和 5 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」の説明を終わらせていただきます。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 111 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 111 号については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで休憩を暫時入れたいと思います。

再開は 11 時 20 分といたします。

(午前11時15分)

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時20分)

○佐藤委員長 次に、議案第127号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

金子生涯学習課長。

○金子生涯学習課長 生涯学習課長の金子です。

議案第127号 「指定管理者の指定」について、ご説明いたします。

指定する施設である、鹿沼市民情報センター及び鹿沼市文化活動交流館について、「宮ビルサービス株式会社」を指定管理者として指定するものです。

令和6年3月31日をもって、5年間の指定期間が終了いたしますので、公募による指定管理者の募集を実施いたしました。

応募期間に申し込みがありましたのは、株式会社宮ビルサービス、1社のみでした。

市民情報センター、文化活動交流館は、いずれも平成18年4月から指定管理者制度を導入しております、現在4期目となります。

導入当初から、株式会社宮ビルサービスが指定管理者となっております。

10月2日の鹿沼市指定管理者選定委員会におきまして、財務状況、実績、サービス向上の方策などを審査いただき、指定管理者の候補者として適当であるとの総合評価をいただきました。

以上のことから、このたび、鹿沼市民情報センター及び鹿沼市文化活動交流館の指定管理者として、宮ビルサービス株式会社を指定することを議案として提出したものです。

指定管理料は、上限となりますが、2つの施設、5年間で、税抜き3億5,000万円、1年当たり7,000万円となります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

説明は以上です。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

お願いします。

情報センターの管理ということで、今金額のほうが7,000万円掛ける5年分ということで、数字が出ました。

情報センターは、もちろん教育委員会も入っていますし、議員の皆さんも、一般市民もいろんな形での利用をしているところですが、最近機器が古くって使いにくいとか、あとは傷みもあるということで、今回雨漏りの修繕も出していましたけれども、そういうメンテナンスなんかは、ここではこれはビル管理であって、機器のメンテナンスというのは、市のほうでやる部分なのでしょうか。その辺を確認したいと思います。

○佐藤委員長 金子生涯学習課長。

○金子生涯学習課長 ただいまの阿部委員のご質問にお答えします。

契約の仕様の中で、30万円以下の軽微な修繕については、指定管理者がやるということになっております。

あと建物の構造に大きくかかわるような修繕、そういったものについては、市が、補正予算を組むなり、当初予算で組むなりをして、修繕をしている状況でございます。

説明は以上です。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。

ということは、建物は、それなりに予算もとらなくてはいけないので、市のほうで責任を持ってやるということですが、例えば、プロジェクトとか、パソコンとか、マイクとか、ホワイトボードとか、そういったものは、宮ビルサービス株式会社のほうに求めて、修理を要請しているということでしょうか。

○佐藤委員長 金子生涯学習課長。

○金子生涯学習課長 ただいまの阿部委員のご質問にお答えいたします。

3階のEUC学習室というパソコンが何台も置いてある部屋があるのですが、これは鹿沼市のほうでリースをしておりますので、あそこの部屋での物品に関しては、私どものほうで、修繕とかを対応いたします。はい。

それ以外のものについては、宮ビルサービスのほうに言っていただか、もしくは生涯学習課のほうに、「こういったところが壊れてるんだが」ということで言っていただければ、宮ビルのほうと協議しながら、修繕を進めたり、物品を新たに購入するとか、そういうことをしてまいります。

説明は以上です。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。

○佐藤委員長 増渕副委員長。

○増渕副委員長 2つなのですから、先ほど阿部委員のほうからあった30万円以下ということで、どのぐらい、年間あるのかということと、何人、この情報センターと文化活動交流館で、何人の雇用で7,000万円になっているかということ。

これ、宮ビルサービスのほうで、なるべく鹿沼市民の人の雇用があったほうがやっぱりいいと思うのですけれども、そこら辺のところまで、もし説明できて、もらえるならばお願ひいたします。

○佐藤委員長 金子生涯学習課長。

○金子生涯学習課長 それでは修繕費がどのくらいかかっているかということ、すみません。

増渕副委員長のご質問にお答えいたします。

修繕費がどのくらいかかっているかということなのですが、令和4年度の決算ベース

でよろしいでしょうか。

○増渕副委員長 いいですよ。

○金子生涯学習課長 はい。

宮ビルサービスのほう、指定管理料の中で賄っていただいている修繕料につきましては、情報センターが 113 万 5,643 円、文化活動交流館が 69 万 5,420 円、こちらについては、市の予算ではなくて、指定管理者のほうで対応していただいております。

続きまして、情報センターと文化活動交流館に従事している人の問題かと思うのですが、まず情報センターのほうにつきましては、常駐の管理者、責任者が常に 1 名、あと情報センターの受付に 1 名おります。

それで、1 名なのですが、管理責任者は 2 人で、交代で回しております。

それで、情報センターの受付担当につきましては、パートの社員が交代で勤務しております、常駐 1 名について 4 人で対応しております。

それで、文化活動交流館のほうは、常に受付担当 1 名を配置していただいておりまして、こちらは、宮ビルのほうからの派遣ではなくて、宮ビルからシルバー人材センターのほうに委託をして、そこに人をあてがっているという状態です。

それで、なるべく、ここに、情報センターと文化活動交流館のほうに勤務している職員につきましては、極力鹿沼市民を雇用するようにということも条件に加えておりますので、今、勤務している責任者等も、鹿沼の住民で当たって、業務に当たってもらっております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 増渕副委員長。

○増渕副委員長 だけれども、そうすると、これ、責任者は、結局延べ人数で、パートさんと延べのパートさんではない人数がいて、何が言いたいかというと、この人数で 183 万円引いて、183 万円から 4 万円だよね、維持管理に使うお金。

そうすると、7,000 万円から、ほとんどが人件費だと思うのね。

それで、この指定管理を始めたときの根本的な考え方というのは、なるべく民間に携わって、職員とか、そういうところで、経費節減のために、効率化と経費節減のために、これ指定管理が始まったわけですよ。

それで、その中で、この 7,000 万円って、この人数で 7,000 万円ということは、これ結構な金額になっていると思うのだけれども、その掛け算なりとか、割り算がよく、普通の常識でいくと、年収でいくと、えらい年収になってしまうと思うのだけれども、その点についての説明をもうちょっと詳しくお願ひいたします。

○佐藤委員長 金子生涯学習課長。

○金子生涯学習課長 増渕副委員長のご質問にお答えいたします。

指定管理料の中の人件費の状況なのですが、こちらも昨年度の、4 年度の決算で申し上げますと、情報センターが 2,703 万 5,506 円で、交流館のほうが 117 万 4,693 円で、

人件費もかなりの部分を占めてはいるのですが、光熱水費、施設全体での光熱水費は全て指定管理者のほうで持つことになっておりますので、そちらがかなり占めている状態です。

○増渕副委員長 それも、それもわかる。

それがわかれば、それも言ったほうがいい。

○金子生涯学習課長 はい。昨年度光熱水費は、情報センターが 1,959 万 9,899 円、文化活動交流館が 665 万 2,925 円でした。

それで、それでもやはり、かなりの赤字の状態になりますので、電気料等高騰対策補助金、こちらを活用していただいて、それで、赤字はなるべく、こういったもので補填するようにということをしました。

○佐藤委員長 増渕委員。

○増渕副委員長 そこだと思うのだけれども、結局、今回の 7,000 万円、3 億 5,000 万円の契約は、そこら辺は込みで上げているのかな。

前回の契約から見て、7,000 万円、3 億 5,000 万円の 5 年契約は、全体的にベースアップしてないと、これ毎回埋めるようになると思うのだよね。

そこら辺のところだけ、ちょっと最後に聞きます。

○佐藤委員長 金子生涯学習課長。

○金子生涯学習課長 増渕副委員長のご質問にお答えします。

今年の上限額として設定した金額、先ほど、議案の説明で申し上げた金額なのですが、そちらは、まず光熱水費については、かなり、前回の 5 年前よりは上げております。

それ以外の人件費ですとか、修繕、その他の項目については、前回と同じ額を、こちらは指定しております。

以上です。

○増渕副委員長 はい、ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありますか。

別段質疑もないようですので、あ、失礼いたしました。

鹿妻委員。

○鹿妻委員 すみません。ちょっと書類審査のその評価項目とかがあるので、ちょっとそれについてお尋ねしたいのですけれども、先ほどの経費とかのあれにかかるのかなと思うのですが、4 番の経費の削減のところ、15 点中 4 点という感じになっているのですが、先ほど増渕副委員長の中でも、経費的なところでいうと、何か、3 割以下ぐらいの点数なので、そういった面からすると、大丈夫なのかなってちょっと感覚的に感じるのですけれども、これは公募で 1 件しかいなかつたから、そうせざるを得なかつたみたいな感じなのか、それとも、これでも別に全然問題ないという感じの選定なのか、どういった感じなのでしょうか。

○佐藤委員長 金子生涯学習課長。

○金子生涯学習課長 ただいまの鹿妻委員のご質問にお答えします。

審査結果の項目の4番、施設運営の計画及び経費の削減の点数が、ほかの得点に対して、低いのではないかというご質問であったかと思います。

こちらの審査項目とか、得点の状況とか、そちらの詳細についてはちょっと説明は差し控えさせていただきたいのですが、ただ、こちらの4番の項目については、鹿沼市が示した上限額と同じ額で、審査に入ってきた場合は、得点ができないとか、そういった項目もありまして、どうしてもここが低くなってしまうということがございます。はい。

説明は以上です。

○佐藤委員長 鹿妻委員。

○鹿妻委員 はい、わかりました。

○佐藤委員長 増渕委員。

○増渕副委員長 今の鹿妻委員のあれで、説明はわかったのだけれども、この設問の仕方というか、これ、そうすると、いつだってこの疑問がわいてしまうわけだよな。今の金子課長の言い方だと。

結局、そういう点数がとれない設問をして、そこに近くなければ、この評価額は、一生懸命評価して、内容のことは説明できないと言っても、そのところが、この点数がきちんと正当に評価できる設問の仕方をしないと、毎回4. いくつで、3分の1ということは、毎回この疑問が生じるから、そこら辺のところは工夫して、ちゃんと評価、「正式な評価でこうなりました」ということにならないと、その金額が鹿沼市と同じだと零点になってしまふと、点数がとれないと言ったら、それでは、ここをすごく泣くというと、赤字覚悟で、ここ点数をとりにいくためには、やるということになてしまうよ。

それではちょっと、いかに民間だから、利益がある程度出なくてはならないところで、それを質問して点数、また悲しくなってしまうと思うのだよね。

だから、ここのところは、ちゃんと評価ができる、適正な評価ができて、適正な点数になるような、偏差値の、設問の仕方をしないといけないと思うので、これは、要望というか、きちんとそういうふうにしていただいたほうがいいと思いますので、意見として、加えさせてください。お願ひします。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はございませんか。

ここで、本議案について、委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代いたします。

○増渕副委員長 それでは、暫時の間、委員長が質問するので、私が委員長として、それでは、佐藤委員、お願ひいたします。

○佐藤委員 この指定管理、今後、議案が通って契約になった場合、この5年間ではないですか。

それで、この後の議案でも、議案第131号までかな、指定管理ということで、ほとんど5年ではないですか。

それで、先ほどので、電気代のことだったり、これから逆にその指定管理をやめて直営にするとか、いろいろ社会情勢が変わってくるのに対応するという観点では、5年というものは場合によっては長過ぎるという見方もあるのですね。

それで、以前3年で、文化センターの管理かな、をやったりしていたのですよね。

それで、逆に言つたら何か、政治的な意図で本来5年なものを3年になったとかってということも聞いてしまったりはするのですけれども。

ただ、やはり先ほどの実施では、やっぱり3年というのなんかもありかなと思うのですね。

そういうた考えが今回の議案に、その上げてくる中でね、ましてや公募していく中で、あえて3年にしていこうというような、そういうた検討というのはあったのかなっていうので、場合によっては、これ議案第131号まで全部かかわることなので、金子課長ではなくても、例えば副市長なり何なりがお答えいただいてもいいのですけれども、そういうたその年数において、柔軟に対応するために、5年ではなくて、3年というよな、そういうた議論があったかどうかというのを、説明を求める。

○増渕副委員長 それでは金子生涯学習課長。

○金子生涯学習課長 ただいまの委員長のご質問にお答えします。

今回の指定期間について、何か協議があったかということ、そういうたご質問かと思います。

これにつきましては、この文化活動交流館と情報センターにつきましては、特に、今までどおり5年間という指定で、それ以外の協議はございませんでした、はい。

それで、あと、その5年間の中でいろいろな状況の変化とかが起こるのではないかというご指摘なのですが、まず指定が、もし議案が通りましたら、協定を結びまして、それから毎年1年ごとに年度協定というものを結んで、その年の支払う指定管理料を決めてまいります。

それで、今、こちらで検討しているのは、来年度、情報センターLED化を、照明器具のLED化をする予定になっておりまして、それで、館内で使う電気料とか、あとは消耗品のストックなんかに、かなり減額の影響が出るのではないかということで、年次協定のところで、そういうた金額については減額を、これから進めていこうということを考えております。

なので、そのまますっと5年間、同じ金額でいくということではないです、はい。

説明は以上です。

○増渕副委員長 はい、佐藤委員、何かありますか。

○佐藤委員 ありません。

以上です。

○増渕副委員長 それでは、委員長の職を佐藤委員長に移します。

よろしくお願いします。

○佐藤委員長 はい、増渕副委員長、ありがとうございました。

ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第127号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第127号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第128号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山でございます。

議案第128号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

鹿沼運動公園と自然の森総合公園の管理者として、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団を指定するものです。

それで、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までということになります。

それで、この案件につきましては、非公募で行っております。

なお、非公募の理由でございますが、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団は、本市の文化・スポーツ施設を管理する目的で、昭和57年に設立された団体でございまして、これまで鹿沼運動公園と自然の森総合公園の管理を担ってきており、老朽化した本市スポーツ施設の細部に至るまでの情報を持っているほか、独自の工夫によりまして、例えば、パーツですとか、備品などを自作するなどの努力によりまして、維持に貢献しております。

また、ソフト面では、市からの委託によりまして、各種事業を運営するほか、平野早矢香杯の卓球大会でありますとか、ドッジボールの交流大会でありますとか、こういったイベントの開催、それから、幅広いネットワークを活用いたしまして、ヨガであるとか、キッズスイム等のスポーツ教室の開催、さらには、ケーブルテレビやユーチューブ等を介してのレッスン動画の配信など、市民ニーズにあわせたプログラムを提供しております。

このほか、指導者の派遣も手がけるなど、幅広い活動を展開しながら、市民の各種団体と信頼関係を構築してまいりました。

それで、鹿沼市の市民サービスの低下を、質の低下をさせないためには、指定管理の仕様の中に、これと同等の事業展開を盛り込む必要がありますが、現実として、この財団のスキルが突出しており、これを総合的に検討いたしますと、公募とした場合には、公平性が保てないというところから、本件を非公募といたしました。

説明は以上で終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

早川委員。

○早川委員 はい、早川です。よろしくお願ひします。

資料でいうと、指定管理者の候補者の選定方法及び審査結果の、議案第 119 から 131 号関係という資料の 7 ページの (10) なのですけれども、書類審査、先ほど鹿妻委員からもありましたが、この 8 番に、専門的分析というのが、これはどこにも載っているのですけれども、やや意味がちょっとわからないということと、専門的分析、評価の配点も、それほどではないとはいえ、あと先ほど金子課長から、採点の方法は言えないというか、評価の表せないということでしたが、専門的分析とは何ぞやというところ、まずちょっと教えていただきたいのと、そこは 2.22 点という、点数については、低いところなのでしょうかというところで、教えてください。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。

神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

おそらくですね、この専門的分析というのは、総合評価を指しているのかと思われますが、こちらの審査表で言いますと、例えば、その問題のあるなしであるとかですね、問題がなければ、そのまま評価すると、仮に問題があった場合には評点を下げるというような項目がございますので、これを指しているものかと思われます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 早川委員。

○早川委員 はい、わかりましたというか、わからないというか。

○佐藤委員長 わからないなら、言ったほうがいいよね。

○早川委員 はい、はい。

ちょっと勉強しますが、わからない、はい、どうしましょう。

○佐藤委員長 もう納得いくまで、僕個人では今の全然納得できないのですけれども、はい、早川委員、どうぞ。

○早川委員 はい、ということで、ほかに何かこう、専門的分析、ほかのところも、ほかの指定管理者のところも評価は全てに専門的分析となると、総合評価ということでのものですかね、お願ひします。

○佐藤委員長 神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

大きく、7つの項目について評価をした上で、総合的に見たときに、何らかのこの項目以外の問題点があるなしというところの判断を指しているものと思われます。

これが、特段の問題がなければ、通常の評点がつくという形だと判断しております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 早川委員。

○早川委員 はい。例えば、この（10）の鹿沼運動公園及び自然の森総合公園の評定、かぬま文化・スポーツ振興財団は、5点のうち2.22点で、6ページのスノーピークに対しては4.44点、前のページに遡る、5ページのかぬま手づくりの里運営委員会は1.11点と、総合評価が1点台もあれば、4点台もあるという、かなり評価に値するのかな、値しないということの意味合いとして受け取っていいのでしょうか。

○佐藤委員長 神山スポーツ 振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

スポーツ施設に関しては、私どものほうで担当しておりますが、申し訳ありません。ほかの施設に関してはちょっと、判断がつきませんので、申し訳ありません。

○佐藤委員長 早川委員。

○早川委員 はい、そうですよね。

であれば、ほかの部局とか、そういうところでは、「あ、こんな高いんだ」という納得で終わっているということですかね。

どこに対する質問かちょっとわからなくなりますけれども。

○佐藤委員長 執行部の説明を求めます。

○増渕副委員長 議案提出。

○佐藤委員長 神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 はい、私ども、担当の部署のほうでは、審査表という、指標に従いまして評価をしております。

それで、こちらの書類は審査の委員会のほうで作成していることなので、この数値がどういう判断で出ているかは、ちょっとそこまでの内容はちょっと把握をしていないということで、ご理解をいただければと思います。

○佐藤委員長 早川委員。

○増渕副委員長 いや、副市長が言っておきたいという。

○佐藤委員長 福田副市長。

○福田副市長 はい、今のやりとりについて、ちょっとコメントさせていただきますけれども、私は審査の現場に立ち会っておりませんので、詳しいことはわからない部分が多いのですけれども、行政経営部のほうで、指定管理全体の所管をしていて、そこがまずルールを決めます。

ルールというのは、今の、こういう項目、全体として、評価をしてもらう。

これは共通の項目、ちょっとよく細かいところは見てないのでわかりませんが、個別の評価もあるかもしれませんけれども、基本的に、多分今、議論になっている部分なんかは、共通の項目を決めて、それを、物によっては、担当課がそこに点数をつけるもの、それから評価委員会の中で、それに対して点数をつけるものというものがあるということです、おそらく自分たちの担当課のほうで、細かく評価した部分でないところについて

は、わからないという意味だと思うのだよね。

ですから、もし、もうこういう時間ですけれども、指定管理の項目のことについて、何か説明をする必要があれば、何か資料を、行政経営部のほうにつくらせるなりにして説明をさせたいと思いますが、この仕組みとしては全体の中でやるので、その担当課が全てを、審査をして、項目を決めて審査をするということはないので、今のようなやりとりにとどまってしまうということかと思います。

私も、その細かいところはわからなくて申し訳ありませんが、項目と審査のやり方だとすれば、ちょっとその担当の者に相談をさせていただきたいと思います。

○佐藤委員長 早川委員。

○早川委員 はい、ありがとうございます。

そうであれば、ぜひ、例えば、項目がわかるようなものがあれば、見せていただきたいなというふうに思います。

というのも、もう言い方が、要は「総合評価なんです」と、「全7項目に対しての総合評価なんです」ということで、これだけ、1点台から4点台まで差があるというのが、各課によって、部によって、見方が違うのだとすれば、例えば、甘辛があつたりというか、そういうことがあると、これを見たときに、「評価をどの観点でしたんだろう」というのが、一般的な軸で見づらいなというふうに思うので、将来的には、そこがしっかりと、「甘辛がないんです」というふうな表現になって、落ちついていくといいなというふうには思います。

○佐藤委員長 増渕委員。

○増渕副委員長 先ほどの鹿妻委員のところと同じなのですけれども、これは体育館のやつとかもそうなのですけれども、15点満点で、ほかも全部そうなのです。

全部、今見たらばそうなのですけれども、この指定管理者で1番、先ほど、神山スポーツ振興課長のほうから、いろいろな計画を立てて、運営に当たってやっているということで言ったら、その課長のおっしゃっていたことを聞くと、ここの評価は3点とか、4点とか、そこら辺ではないのではないか。15点満点だったらね、その聞いた話でいくと、いろいろ計画したりということになると。

それで、何が言いたいかというと、指定管理者の一番の肝心なところは、財務とか、そういうのがしっかりとなくては、それは確認だけれども、指定管理者の主な目的は4と5なのだよね。

それで、先ほど言ったように、15点満点で4点とか、下手なところ、前のを見ると、2.4点とか、2.4、これは普通の面接でいったら、ここの部分でこんな点数が低かったら落ちますよ、はっきり言って。

15点満点で、ほかが、いくら勉強ができたって、例えば、5教科の中で、全部が80点とかとったって、1教科だけ物すごく、赤点の30点にもいかないといったら、それは全体的な試験で落ちると思うのね。

ということは、この評価の出し方がこれ、こんな、この評価の仕方をずっとしているなら、一番肝心な施設の運営と経費削減、この主目的なところがみんな、どこの業者も2.いくつとか、評価が4.0とか、高いところですよ。

下手なところだと、1.いくつなんていう形でいったらば、これのあり方について、ちょっと副市長、この行政評価の中で、これから設問の仕方というか、点数の出し方を、これは正直に出していただいて、これはこれでいいのだけれども、これではちょっと、いつも疑問になってしまふということになるので、ちょっとそのご意見というか、これからについて、全体的に見てですよ、各部というよりも、お願いできればと思います。

○佐藤委員長 福田副市長。

○福田副市長 はい、今までの評価については、ルールを決めた中で点数を出してもらう。

そして、評価委員会、これは民間の各委員の方にも入っていただいて、評議会を開いて、それで、全体の事務局である指定管理担当課のほうが、全体を説明し、必要があれば、きっと、それぞれの担当部局がやりとりをし、それで、最終的にオーケーということになるのですけれども、ただそのときに、今の点数はこういう、3点というのはこういうレベルだということが、多分今までではですよ、それできているので、今増渕副委員長がおっしゃったような、「点数が何点だから、これは」というのとは少し違うかもしれません、ただ、これまで評価をしてきたものを検討してみて、これは全体として平均が、例えば、10点満点なのに、全体の平均が2点になってしまふような評価の項目があるとすれば、そういうものは見直すとかという必要は、私も、それは感じますので、その辺は全体として、指定管理の評価について、これは、今のご指摘を踏まえて、検討するように指示をしたいと思います。

今までではきっと、評価委員会の委員さん方も、そのことを理解しながら、つまりこの項目のこの点数というのは、今の出し方でいくと、どうしてもこういう低い点数になってしまふなという理解をした上で、やってきてしまっているので、全体として了解はされているのだと思うのですけれども、おっしゃることもよく理解できますので、その辺も含めて、それから、その、ほかの項目も、これを機に見直すなり、これについては検討するように指示をさせていただきたいと思います。

○佐藤委員長 増渕委員。

○増渕副委員長 数字というのは、客観性を持たせるために、数字にしているのでね。

先ほど説明で納得して、先ほど神山課長の説明を聞くと、私はこれ、15点満点で12点ぐらいとれるぐらいのことをやっているのだと思うのだよね。

だけれども、評価は客観的に見たら、2.いくつとかってなってしまうと、このギャップをいちいち説明するのではなくて、やっぱり評価が客観性を持った数字がきちんと出るような根拠を持って、こここの点数評価ということを表していただかないと、毎回この議論になってしまふので、そのところは、先ほど副市長が、改善するところは改善するとおっしゃっていただいたので、ここら辺にとどめますけれども、そういうふうにして

いかないと、この客観性が、整合性がなくなってしまうので、よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

また代わっていいですか、すいません。

○増渕副委員長 いいよ、いいよ。

○佐藤委員長 ここで本議案について、委員として質問したいので、暫時増渕副委員長と交代いたします。

○増渕副委員長 はい、それでは暫時委員長を務めさせていただきます。

それでは、佐藤委員、質疑をお願いいたします。

○佐藤委員 これもまた、全部の指定管理のにかかわってきてしまうことで、逆に、神山課長、気の毒になってしまってきましたのすけれども、ただ、これ、先ほどのお話を聞いていると、その専門的分析のところが低いと、早川委員のほうに対しての答弁の中で、やっぱり「思われる」とかね、いかにこれがいい施設で、直営でやっていくことは、非公開だということは相当な力説されていたのに、この、「じゃあ、どう評価したんですか」というところが、まるで人ごとみたいな感じになってしまっているところに、では、我々議員として、これ5年間の契約を今決めてしまつていいのかというところなわけですよ。

だから、戻りますけれども、では、やっぱり3年というのもありでしょうし、見方としては、職員の皆さんには、5年に1回のほうが手間がないわけすけれども、でも、逆に5年に1回しかやらないから、職員の皆さんも、こういう時期になったときに、ノウハウの蓄積がないから、たまたま契約更新のときに、神山課長に当たって、よくわからないということになってしまっているという問題がある中では、これ専門的分析なんかも、では、やっぱりみんな言っているわけですよ、この低いとかということで。

では、この5点という配点は、どういう人たちが、どういう観点でつけたというところを、それは別に、公にして困るということはない中では、どういう配点の項目になっているのかなと思うのですよ。

5つの項目が、マークがつけば、5点と思っていたら、やっぱり小数点がついたりするので、どういうその計算方法で、この専門的分析がなったというのは、これは次の議案までも全部かかわっていきますからね。

そうすると、そういう中では、この、まず今の運動公園に関しては、専門的分析というのはこの5点配点中、誰がどうやって2.22になったかということを、思われるというのではなくて、「事実としてこうだ」という説明をいただけないと、我々もこれ、「契約認めました」って市民に対して、説明できないのですよ。

なので、この配点の経緯というものを、詳細を求める。

○増渕副委員長 答弁を求めます。

神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

ただいまのご質問なわけですけれども、この議案に関する資料の、これのちょっと、ごめんなさい、私どもでつくっていますのが、選定審査表というものでございまして、これで評価をした上で、それを審議会に諮って、検討いただくということで動いておりますので、今回、議案の資料で添付されております資料のその配点といいますのは、私どものかかわらないところで、できてきている数値ということで、ご理解をいただければと思います。

それから、先ほどの5年と3年の比較の部分ですけれども、こちらのスポーツ施設に関しましては、こちらの検討も内部では行っておりまして、3年で契約する場合と、それから5年で契約する場合で、単純に比較しますと、費用の面で、どうしても期間が短いと、費用が余計にかかる部分が出てくるというところがございまして、5年契約のほうが安定して運営ができると。

ただ、先ほどの説明のように、その契約の期間の途中で何らかの課題であるとか、そういうものが生じたときには、協定書によって、それに対応していくという形をとっています。

以上で説明を終わります。

○増渕副委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 5年よりも3年だとね、コストがかかるって。

まあ普通に考えて、かかるコストって、当然、毎回その審査する事務コストだと思うのですけれども、一応ほかにどういうのがかかるのですかということと、あと、やっぱりその、これ、本当にさっきの情報センターで金子さんのときにやればよかったなと思っているのですけれども、これは本当に全部にかかることで、では、わからないけれども、審査委員会が出てきた点数を、また、そっちもわからないで、我々にして、「認めてください」って、普通だったらあり得ないです。

せめて、その担当の部署としては、こういう点数に、54.22に至った背景というのは、やはり把握をしていたり、明かせる範囲で明かしていかないと、ただ、もう「この審査委員会に諮って、54.22でした。よろしくお願ひします」って、それは、その議案の上げ方としていかがかなって、これは本当に金子さん、神山スポーツ振興課長だけに言っているのではないのですけれども、それでいいのですかということと。

あと、では、3年だとコストがかかるという、その2つ、お答えを願います。

○増渕副委員長 答弁を求めます。

神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

まず経費の部分でございますが、例えば、5年のスパンであると、例えば、備品の関係であるとか、採用の関係であるとか、こういったところが、それなりのゆとりを持って設定することが可能になりますが、3年ということですと、その先が約束されていないということになりますので、こういったところの経費でございまして、こちら、行政

内部の経費のことを申し上げたわけではございません。

○増渕副委員長 はい、わかりました。

○神山スポーツ振興課長 それと、先ほどの評点の部分ですが、ご指摘ごもっともだと思います。

ただ、私どもも、様々な組織で動いておりまして、こちら内部で作成ができるもの、外部の委員会で評価をいただくものというのはそれぞれあって、1つのものができ上がってしていくという流れでございますので、そこまでの把握ができないものも中にはあって、ただ、それはそれでよいということではなくて、今後、改善してまいりたいというふうに考えます。

以上で説明を終わります。

○増渕副委員長 はい、副市長、手が挙がったのだけれども、副市長、どうぞ答弁、はい、お願いいいたします。

○福田副市長 はい、今、議案を提案している課とやりとりしていただいているわけなのですが、この指定管理については、担当部局から、まず事前に審査したものを上げてもらって、その上で、私は直接ではないので、細かいところ間違ったらごめんなさいなのですけれども、今出ている点数というのは、各部から上がってきた事前審査と言われるものをもとに、鹿沼市指定管理選定委員会かな、選定委員会、先ほど申し上げましたように、民間の企業関係から代表を選んでいただいた方とかですね、それから、中小企業診断士の方なんかは入っていただいて、あと関係部長が入った、この指定管理選定委員会ですね、の中で、各部上がってきたものを評価します。

もちろん、その評価の前提で、各部から上がってきた段階で、基本的なことはクリアしているというものをベースに、さらに評価をしている。

その評価の仕方は、申し訳ありませんが、その点数のつけ方については後で、担当課ではないとわからない部分があるのですけれども、そこで決めた項目で、その委員さんたちの評価をつけたものが最終評価となって、それで、その委員会にはお任せをしているわけなので、行政としてはですね、評価。

それで、評価委員会から上がってきたものを、「評価委員会の評価、それでよかろう」ということで最終的には市長が決裁をして、そして、今回議案に出てる、そういう仕組みなので、今の担当課でやりとりして答えられるものは、自分たちが最初に、「こういうところにお願いしたい」と、「そこはこういう団体なのでいい」と、非公募の場合はですね、ということで、今のスポーツの場合は、非公募なので、ちょっと詳しく担当課が説明したと思います。

それで、公募の場合は、競争ですから、出したものについて、よかつたものを選ぶわけですけれども、そういう経過の中ですので、今、議論になっている、最終的に出されている評価の点数のこととなりますと、担当課では無理な部分があります。

ただ、議案の上げ方ということですけれども、ほかのものもあるのですけれども、こ

ういう議論になって、委員の皆さんから疑問があれば、当然答えなくてはならないので、これはわかる者が来て答えなくてはならないかと思いますけれども、基本的には、役所の中の、今の例で言えば、ルールをつくって、その中で、一定の基準をつくり、審査があるものについては、審査委員会にお任せをして、そして、上げてきてもらって、それをこちらももちろんチェックをして、そして、最終的に市長が決定、議案として出してよかろうということにしたものですから、その部分の、までの部分については、一定部分は、これは市も民間に入っていただいて、信頼ある審査をしたという前提で出しているので、細かな説明をせずに、今まで出してきたものはあるかもしれません。

その中で今回のような疑問が出たわけですので、それについては答えなくてはなりませんし、審査の方法についてのご提案があれば、これは、先ほど申し上げましたように、検討をさせていただく、そういう中での今回議案だということで、ご理解をいただいた上で、ご審議をいただければと思います。

○増渕副委員長 はい、今の副市長の説明、どうですか、佐藤委員。

今、ただ時間が限られているので、昼食休憩で、1時から再開するということで、これは資料が出るのであれば、出すと。

先ほど、佐藤委員のほうからあったように、我々は審議するときは、皆さんからの説明なのですね。

確かに経過は、その選定委員会がきちんと決めたというのは、副市長の説明でわかるのですけれども、ただ、説明するのは、各課長さんなので、そのところを理解した上でやるような形をとらないといけないので、そこも含めて、根拠になるものが、もし出せるのであれば、出していただいて、1時から再開したいと思います。

1時から再開します。

昼食休憩といたしますので、ご苦労さまでした。

(0時05分)

○増渕副委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、暫時委員長を務めさせていただきます。

(午後 1時00分)

○増渕副委員長 先ほど休憩前に、昼食前に佐藤委員のほうからの、この指定管理についての根本的なことなので、これは委員会ということ、各課長ということでなく、全体として聞きたいということなので、その趣旨なので、説明に、網行政経営課長が来られていますので、まずその説明から始めさせていただきたいと思います。

それでは、網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です、よろしくお願ひいたします。

議案資料の、議案第119号から第131号関係と書いてある冊子のほうをご覧いただきたいと思います。

こちら表紙、指定管理者の候補者の選定方法及び審査結果についてということで記載

になっているかと思います。

午前中の審議、ちょっとお伺いしまして、多分ページで言いますと7ページのところなのかなと思いますので、7ページをお開きください。

そちらの10番目、鹿沼運動公園及び自然の森総合公園でちょっと例として説明させていただきます。

書類審査と書いてある部分で、表の下側ですね、No.1番からNo.8番まで記載されております。

そちらの評価項目について、概要をちょっと簡単に説明させていただきます。

まず、1番目の財務状況、経営状況等につきましては、現事業年度の賃貸貸借表ですか、損益計算書、事業報告書、財産目録、申請団体の経営状況等を審査のほうをしております。

続きまして、経営方針及び理念についてでございますが、申請団体の経営方針、こちらについて設置の、施設の設置目的に適合しているかとか、公平公正な利用を確保するための方策に優れているとか、そういった視点から、内容のほうを確認しております。

3番目の類似施設の管理実績及び経営状況についてでございますが、類似施設の管理、そちらが良好とか、制度導入効果が期待できる。

また、独自性、特色のある事例があると、そういったところを観点に中のほうを審査しております。

4番目の施設運営の計画及び経費の削減についてでございますが、市から上限額いくらということで公募しておりますが、公募ないし、非公募をしておりますが、そちらについて、経費を削減しているとか、運営計画が実効性のある計画ですか、具体的な取り組みが記載されているもの、そういったものを審査項目としてしております。

続きまして、5番目、サービス向上及び利用促進等の方策についてでありますが、そちらは、施設特性や設置目的を考慮して、サービス、利便性の向上の方策があるですか、独自の技術、経験等、そういったことでサービス向上の方策がある、そういったところを観点に審査のほうをしております。

6番目、管理体制、個人情報保護対策等につきましては、業務実施体制が明確であつたり、技術保有者、有資格者で施設ごとに必要な管理者がありますので、そういったものが適切であるとか、事故発生時、災害時、そういったときの対応が具体的、そういったところを観点に審査のほうをしております。

7番目の自主事業の提案、その他特記事項につきましては、具体的実効性のある自主事業、主に自主事業ですね、自主事業の提案内容のほうを確認しております。

それで、8番目の専門的分析、そちらにつきましては、指定管理者の選定委員会、そちら開催してこの評価をしているのですが、そちらの中に、委員の方に、中小企業診断士の方が入っておられます。

それで、そちらの方の意見を参考に、評価委員会の中で、評価のほうを議論している

ところです。

そちらにつきましては、収益性についての指標と安定性についての指標、最後に、生産性についての指標ということで、3項目の指標をもとに、経常利益率ですか、流動比率、自己資本比率、労働分配率、そういうものを評価いたしまして、委員会のほうで審査しているというところでございます。

なお、今回の指定管理につきましては、指定管理者の選定委員会、10月2日に実施開催しまして、この議案資料のとおりの点数の評価となりました。

以上で説明を終わります。

○増渕副委員長 はい、ありがとうございました。

それでですね、午前中の審議の中で、一番最後の専門性というところが、神山スポーツ振興課長のほうから、ここはわからなかった。

今、網課長のほうからあったような説明がなかったので、どうしても、「そうだと思う」というような、想像みたいな意見になってしまい、その過程が違っているということを説明していたから、だから、午前中から網課長が来ていただければ、このことがすごく明確になっていたので、そうすれば、そういう流れだったから、こういう答えになる、答弁になるというのは必然なので、そのところで我々は疑問を持ってしまったので、やはり、こういうふうに専門性とか、この委員会が違ったり、データが違った場合には、ちゃんとその説明責任を負える人が、今みたいに明確に説明してくれればいいというふうに私は思いました。

それで、質疑の主である佐藤委員、この件についてお願ひします。

○佐藤委員 そういうことで、いかにその現場のね、金子課長にしろ、神山課長にしろ、ここがわかってないかというのは、やっぱり聞かれても答えようがないなというのは、本当にわかりましたし、逆に今、いみじくも増渕副委員長がおっしゃったように、では、説明できる人が来てくれればいいでしょうし、そうは言っても、やっぱりこの担当の皆さんには、この我々議員にこれを、「5年間の契約いいですか」というのを諮っている中では、事前にこういった情報は、では、網行政経営課長のほうから、やっぱり仕入れておくとかっていうのは必要でしょうし、我々も「担当の部署が、こういう点数、いかについたか、よくわかんないって言っているんですけど、通じちゃいました」って、やっぱり言えないで、そういうところは、これからぜひね。

さりとて、5年に1回しかないということもあります、ぜひ教訓としていただけるとよりよい審議になっていくのかなと思いましたので、個別のこの、本議案に関して、もう何か細かいということはありませんので、私個人の質疑はこれで終了です。

○増渕副委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、委員長の任を解きまして、佐藤委員長のほうにお任せいたします。よろしくお願ひします。

○佐藤委員長 はい、それでは、ほかにご質疑はありますか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 128 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 128 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 129 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

議案第 129 号 指定管理者の指定について、ご説明をいたします。

こちらは鹿沼体育施設グループの管理者として、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団を指定するものです。

鹿沼体育施設グループといいますのは、便宜上ですね、管理の便宜上でグループ分けをしておりまして、御殿山公園、台の原公園、鹿沼市体育館、千手山公園市民プールを含む施設でございます。

指定管理の募集は公募によって実施をいたしました。

応募がありましたのは、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団 1 社のみです。

指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までということになります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 129 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 129 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 130 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

議案第 130 号 指定管理者の指定についてご説明をいたします。

栗野体育施設グループの管理者として、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団を指定するものです。

栗野体育施設グループといいますのは、栗野総合運動公園、栗野勤労者体育センター、栗野トレーニングセンター、それに鹿沼市栗野 B & G 海洋センターを含むグループでございます。

指定管理の募集は、公募によって実施をいたしました。

応募がありましたのは、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団 1 社のみです。

指定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までです。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

早川委員。

○早川委員 はい、また午前中の蒸し返すつもりはないのですけれども、この 11 番・12 番については、先ほどの 10 番と同じ公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団が指定管理になる、同じ会社というか、同じ団体なのだと思うのですけれども、書類審査の中の 1 番、財務状況・経営状況などが、10 番の場合には 5.4 点で、あと 2 つ、8 ページのものは 5.6 点ということで財務状況・経営状況というのが、そんなに変わらないのだろうなというふうに思っていたので、何で違うのでしょうかという質問だったのですけれども、先ほど網課長の説明だと、前年、前事業年度の状況ということですから、この対象となる事業に対しての評価がそれぞれ違う、異なるということの認識でよろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。

網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

早川委員の質疑にお答えいたしますと、おっしゃられたとおりですね、前事業年度の貸借対照表、損益計算書については、それぞれの施設での項目になりますので、若干点数が違っているということになっております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 早川委員。

○早川委員 はい、ありがとうございました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 130 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 130 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 131 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

大貫図書館長。

○大貫図書館長 図書館長の大貫です、よろしくお願いします。

議案第 131 号 「指定管理者の指定」について、ご説明いたします。

指定する施設である、鹿沼市立図書館東分館について、シダックス大新東ヒューマン

サービス株式会社を指定管理者として指定するものです。

指定する期間は、令和6年4月1日から11年3月31日までの5年間です。

なお、指定の募集については公募で行いましたが、応募は1団体のみでした。

以上で、説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 はい。東分館、茂呂山のふもとにある図書館ですね。

もう繰り返し、このシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が、指定管理ということでやっているのですが、実は5年前のこの更新のときにも、私は意見を述べさせていただきました。

今日、コピーを配付させてもらいました。本棚です。

それで、入り口の写真があります。

それで、図書館というのは、基本的に分類を、00からスタートして十進法で、それで、哲学とか、歴史とか、社会科学とかということで分類していくわけなのですけれども、それとは別に、子供用の絵本の部分があつてということで、入ると、この東分館だけは、もう棚に入っていない。横に、上に載せてある、こういう本が非常に多いのです。

ほとんどの棚に、こういう形でなっています。

それで、5年前にお伝えしたときに、「整理の都合もいろいろあったんで、そこはちゃんと指導しておきますよ」ということで、お話しされていたのですが、この写真は昨日夕方、常任委員会が終わった後に、図書館に寄って写真を撮らせてもらったやつです。

それで、どうしてもこうなってしまうというのは、ここを利用する市民の方が、1回引き出した本を上に乗せてしまっているかもしれないですし、ただ、本棚のキャパシティが、容量がかなりきついのではないかとも考えられるので、そういう課題がもあるなら、それはちゃんと整理して、我々議会いろんな、各地の図書館へ行って、なかなかこういう、横になっている本って見ないので、はい。

ぜひここは、きれいに整理整頓していただきたいと思うのですが、何か対策とかあるか、お聞きしたいです。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。

大貫図書館長。

○大貫図書館長 図書館長の大貫です。

ただいまの阿部委員の東分館についての管理ですかね、についてご説明したいと思います。

現在東分館はほとんどの資料が、写真で一目瞭然なのですが、開架室といって自分で、ご自分で手に取って、直接その資料を見られるところに置かれております。

それで、東分館は、本館ですか、栗野館に比べて、大変小さな施設なのですね。

それで、現在、容量をかなり超える冊数が蔵書されております。

それで、書棚いっぽいいっぱいになっておりまして、取りにくい。

私も実際に行って、ちょっと抜いてみようとしたときに、とても取りにくかったのですね。

それで、この取りにくい状況で取って、また戻すというと、どうしても上に置きたくなってしまうんだろうなというのは、はい、大変理解できるところでございます。

それで、これまでにも、特に破損しているものですとか、汚れてしまっている本などを中心に、積極的に除籍をお願いしておりますが、なかなか適正容量まで減らせていないというのが実情でございます。

指定管理者としましても、今年度なんかは、市外の、ほかの図書館の書棚整理に熟練している社員の方の応援を得て、開架室の整理に取り組んでいる様子も見受けられました。

それで、市のほうといたしましては、市内3館ございますので、何も、何もかも東分館になくてはいけないというものではございませんので、3館で融通をきかせながら貸し出し、現在もしておりますけれども、ほかの館に所蔵がある資料については購入しないなどといった配慮を今後も強く求めていきたいと思っております。

それで、これではちょっと利用しやすいとは言えないと思いますので、お客様からすると、たくさん本があるほうがうれしい、そこから見つけたいというはあるかと思うのですが、これはちょっと利用しやすいとは言えませんので、私たちも一緒に考えながら、指導し、利用しやすい図書館としてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、そうですね。

いろんな図書館を見ると、左から右まで全部縦に差し込んでいるのではなくて、おすすめの本なんかは、横に置いて余裕をもたせて、それで、その部分が増えればそこを縦にすれば、それで10冊ぐらいは入るわけですし、そんな形とか、あるいは、観光関係なんかだと、その地域のパンフレットをそこに置いたりとかっていう、かなりゆとりをもって使っているのですね。

それで、図書館はやっぱり本の数がたくさんあってなんぼだと思うので、それを無理やり減らしたりとかということよりは、やはり本棚をもっと増やしていくと、子供用の図書のところは、子供の高さに、目線にあわせて低くなっているというところは仕方ないと思うのですが、それ以外のところは、高さとか、横幅とか工夫すれば、もうちょっと容量も増えていくのだと思うのですね。

それで、この東分館を利用している方に聞くと、やっぱり東部台地域の方とか、近くで便利だし、ぜひ利用したいというのと、特にこの半年間は中央図書館が、空調整備で閉館になっているので、こっちへ来たという方もいました。

なので、制限するよりは、もっと市民に使いやすいやり方とか、図書を、棚を増やすとかってことでの工夫をぜひお願ひしたいと思います。

それで、ここだけ指定管理というのも、すごく気になっているところで、指定管理で職員ではない方がやっているからこうなってしまったのだとしたら、今後、計画の中では中央図書館とか、粟野館も指定管理にするような議論も出ているところなので、これでは賛成できないというところもあるので、今回のこの議案に対して反対はしませんけれども、そこはぜひ対策を早急にしていただきたいと思います。

何かその本棚のこととか、何かあれば、もう一度聞きたいと思います。

○佐藤委員長 大貫図書館長。

○大貫図書館長 はい。阿部委員の質問にお答えいたします。

本棚を増やすということなのですが、建物自体がそんなに広くありません。

それで、今、指定管理者のほうでは、本棚を買ったりもしているのですけれども、それを無理やり置いていくような状況になってしまっては、通路が、通路というか、本と本の間が狭くなってしまったり、それから、選ぶときに、ちょっと、もうちょっとゆったりした気持ちで選んでいただきたいなと思いますので、あまり本棚自体を増やすということは、図書館本館のほうでは、奨励はしておりません。

ただ、本当に、「こんな本、貸しちゃうの」というような、ちょっと汚れてしまっている本、ちょっとではないですね。かなり汚れてしまっている本も、まだ貸し出せる状況になっておりますので、そういうのをどんどん後ろに下げてもらいたいなというのが、私たちの思いでございます。

以上で説明を終わります。

○増渕副委員長 させてもらいたいなはないよ。

○佐藤委員長 増渕委員。

○増渕副委員長 指定管理の議論をしているので、指定管理者に、それは指導したり、きちんと適正なやつを、下げてもらいたいなでは、要望ではだめだよ。

特に図書館長は。

やっぱりそこはきちんと、古い本は下げてくれということまで含めて契約にならなければ、この契約は指定管理として認められなくなってしまう。

その発言は注意してください。

「そういうふうにやらせます」と、「そういうふうな形で指導します」ということで言わないと、我々は納得できない。

やはりね、これは契約なので、契約のとき、そんな甘い契約していたら、「じゃあ、ほっぽいといてもいいですよ」、図書館長はよく理解しているけれども、本の古いのはあるけれども、指定管理者にはお願ひしているのではない。

やはりここは、きちんと整理整頓して、市民に読みやすい形の指定管理として管理をするのですから、そのところは強くやって、それの中で、館長なんかが自ら行って、「こ

ういうものは廃棄してくれ」というものを選んで、本を選んで読みやすいように、そして、整理整頓と見やすいような形、本棚が増やせないのであれば、それを早急にやるべきだと思いますので、そこら辺のところを含めて、指導をよろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 大貫館長、もう一度願います。

○大貫図書館長 はい。増渕副委員長のご指摘どおりかと思います。

ありがとうございます。

そのようにさせていただきます。

○増渕副委員長 よろしくお願ひします。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第131号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第131号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第137号 鹿沼市体育館条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

議案第137号 鹿沼市体育館条例等の一部改正についてご説明をいたします。

スポーツ施設の使用料等については、全ての市民が利用するものではないということから、料金設定に公平性を確保するため、利用者ご本人に必要なご負担をいただいております。

適正な料金設定になるように、3年に一度、経費の変動を踏まえて、原価計算に基づく、定期的な見直しを行っております。

今年度、この見直し作業を行いまして、昨今の物価高騰への対応ですとか、市民の利便性の向上、それから施設の現状への適合等を目的に条例を改正いたします。

それで、対象となります条例は、鹿沼市体育館条例、鹿沼市栗野勤労者体育センター条例、鹿沼市栗野B&G海洋センター条例、鹿沼市栗野トレーニングセンター条例、鹿沼市都市公園条例の5つでございます。

主な改正内容といたしましては、原価計算に基づく使用料の見直し、それから、市外の方向けの料金の新規設定、それから、貸し出し単位時間の変更、設備使用料の新規設定、最後に不使用施設の廃止などでございます。

それで、こちらにつきましては、10月の5日に行われました使用料手数料審議会に諮りまして、特段のご指摘はなく、承認をされております。

施行日は、令和6年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

仲田委員。

○仲田委員 はい、仲田です。

ご説明ありがとうございます。

鹿沼市都市公園条例の新旧対照表を、私は拝見したのですが、大抵の施設が、単位が見直されて、1時間当たり、単価が、使用料が上がっていたり、あるいは、維持、そのまま維持されているところなのですけれども、なぜか、使用料、鹿沼運動公園の部分のテニスコート1面という、1時間の利用料が下がっているのですよ。ここだけ下がっているのですけれども、これは何か理由があったのでしょうか。

ご説明お願いします。

○佐藤委員長 神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

はい、ただいまのご質問にお答えをいたします。

鹿沼運動公園のテニスコートでございますが、今回、原価計算をいたしました結果、原価計算では、2,355円という金額が出ております。

ただ、ここまでいただくわけにはいきませんので、それで、現行が、あ、これ違う、失礼いたしました。

運動公園テニスコートは、算定の額が405円という形で出ております。

それで、これまで600円で使用料をいただいておりましたが、今回の原価計算によりまして、405円という数字が出ましたので、これに基づきまして400円に値下げをするということでございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 仲田委員。

○仲田委員 はい。405円ということなのですが、では、ほかの施設も当然原価計算に基づいて計算されていると思うのですけれども、ほかの施設は、上がっていたということなのでしょうか。

ちょっとその辺、ご説明お願いします。

○佐藤委員長 神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 はい。

この施設が高かったかというご質問でよろしいでしょうか。

○仲田委員 はい。

○神山スポーツ振興課長 はい。

はい、実際に、以前の600円という数値は、当然そのときの原価計算に基づく数値でございますので、適正な数値として設定をしたものということなのですけれども、実はこの利用料金、平成18年以降、見直しができずに、これまできておりまして、様々な事

情が途中でございました。

これは上げるも下げるも同じなのですけれども、それで、例えば、消費税の導入であるとか、コロナであるとか、様々な事情で、料金の見直しがかけられなかつたという事情もございまして、その間、このままできているのですけれども、その長い間の中で、原価計算の、事情がだんだん変わってまいりまして、それで、現在の形で原価計算を行いますと、この金額になるということでございますので、適正なところに今回近づけるということでございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 仲田委員。

○仲田委員 はい、ありがとうございます。

今のご説明だと、テニスコートは原価計算をすると安くなっていた、平成18年以降の見直しで。

野球場とか、球技広場は上がっているのですけれども、それもやっぱり原価計算を見直したら、実は上がっていたということでよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 はい、そのとおりでございます。

以上です。

○佐藤委員長 仲田委員。

○仲田委員 はい、ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

鹿妻委員。

○鹿妻委員 自然の森総合公園のメインアリーナの利用料なのですけれども、空調設備とか、照明施設の料金として1時間当たり1,500円とか、500円とか、新規にやりますということなのですけれども、これはその利用料とは別につけるというのだと思うのですけれども、これを、面積としての原価は利用料になっていて、その電気代とか、そういうものに関しては、また別個で設けたという、そういう解釈といいますか、そういういたものでよろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

はい。おっしゃるとおり、通常の利用料に関しましては、そのままの設定でございまして、ただ、そこに対しまして、まずここで、ご指摘いただいたのは、空調施設の使用料と、それから照明施設の使用料ということだと思いますが、これまでTKCいちごアリーナでは、空調使用料をご負担いただきしておりませんでした。

しかし、昨今の電気料の高騰によりまして、サービスでご利用いただくにはちょっと厳しいという、負担が大きすぎる状況となつてまいりましたので、近隣の状況も確認しましたところ、近隣市では空調使用料を徴収しているということもございまして、これ

を参考にしながら、本市独自にこの空調使用料を算出いたしました。

ただ、ここで、本当に必要な金額を全部いただいてしまうと、非常に高額な料金になってしまふということもありまして、今回は、この負担率を50%に抑えて、ご負担をいただくということで設定をさせていただいております。

また、照明施設の使用料でございますが、こちらは、高照度照明というものでございまして、通常の利用では使用しない照明でございます。

それで、例えば、テレビ中継などが入る場合に、通常の光量ですと、うまく映らないということがありまして、そういうときには使うもので、一般の利用者の方がこれをご負担いただることはございません、はい。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鹿妻委員。

○鹿妻委員 はい、ありがとうございます。

ちょっと確認みたいになるのですけれども、その自然の森総合公園のことに関しては空調があるから、それをいただくというだけで、というわけで、ほかのその空調設備の料金が入っていないものに対しては、そもそも空調がないから、それはいただかないよという感じですか。

○佐藤委員長 神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員長 鹿妻委員。

○鹿妻委員 ありがとうございました、わかりました。

○佐藤委員長 舟生委員。

○舟生委員 舟生でございます、よろしくお願ひします。

これ全体、今、値上げをしているわけですけれども、予定しているわけありますけれども、大体売り上げというか、収益的に何%ぐらい、収益と言ってよろしいのでしょうか、増に、見越してますか。

それをちょっとお答えいただければ。

○佐藤委員長 神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

今ご指摘の内容ですと、全体的に値上げをしているような印象で、多分捉えてらっしゃるかと思うのですけれども、実際には、例えば、利用区分を2時間単位だったものを1時間にするに当たって、端数を切り上げるであるとか、そういうところが多くなっておりまして、値上げと値下げと両方が混同しておりますので、収益としてはほぼ変わらないというところになろうかと思います。

それで、電気代に関しては、先ほどの空調使用料とか、そういうところで対応ができるかというふうに考えておりますので、微増というふうにお考えいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 船生委員。

○船生委員 はい、ありがとうございました。

わかりました。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありますか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第137号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第137号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第138号 鹿沼市在宅要介護高齢者介護手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

中村高齢福祉課長。

○中村高齢福祉課長 高齢福祉課長の中村です、よろしくお願ひいたします。

議案第138号 鹿沼市在宅要介護高齢者介護手当支給条例の一部改正について、ご説明いたします。

在宅要介護高齢者介護手当は、在宅で要介護4及び5の高齢者を介護している人に対して、介護していた月数に応じて、年2回支給しているのですが、介護者に介護の実績があっても、制度の要件により手当を受給できない事例があり、市民や議会から改善を求める声があったことや、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることを望む在宅要介護高齢者を介護している方を支援することで、在宅要介護高齢者の福祉の増進を目的として改正するものです。

改正の内容ですが、基準日を廃止し、あらかじめ登録していただいた介護者の、介護の実績がある月数に応じて支給できるようになるとともに、月額を3,000円から4,000円に引き上げるものです。

条例の施行日は、令和6年1月1日とし、1月以降の介護の実績に応じて、来年度、令和6年度に支給する分から適用することになります。

以上で、鹿沼市在宅要介護高齢者介護手当支給条例の一部改正についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

ありがとうございます。

この黄色の定例会議案の138号の中で書いてある文言と、それから、133号及び134

号、これも新旧対照表というのですか、の 19 ページにあります鹿沼市在宅要介護高齢者介護手当支給条例新旧対照表というのを見ながら、ちょっとお聞きしたいのですが、まず、これは確認というか、こういうことで、理解でいいのですかということなのですけれども、基準日がなくなったということで、例えば、1月から6月分が2万4,000円で、それが9月に支給される。

それで、7月から12月分の2万4,000円が翌年の3月に支給される。

それでまた、在宅の要介護の高齢者の方が亡くなった、受給資格を喪失したというのは亡くなる場合だけではなくて、施設に入ったとか、それから、鹿沼市外に出たとかということもあるのだと思うのですけれども、が月の15日以降であれば、15日、それは対象としてあれば、その月まで支給されるという理解でよろしいでしょうかという確認でございます。

もう1つ、その。

(「1個ずつ、1個ずつ」と言う者あり)

○早川委員 1個ずつ。はい。お願いします。

○佐藤委員長 中村高齢福祉課長。

○中村高齢福祉課長 高齢福祉課長の中村です。

ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

おっしゃるように、今まで基準日がありまして、年2回ですね、その基準日時点で、その要介護の状態の高齢者の要件を満たしていない場合には、その前に、例えば、12月末の基準日の場合だと、7月から12月分が該当になるわけなのですけれども、その前に、例えば、11月中旬に施設のほうに入所されたとか、あとは、場合によっては、介護の状態がよくなっている、該当からはずれたというような場合には、その6カ月分、実際は11月までということですと、5カ月分が支給の対象からはずれてしまっていたという、今現在はそういう状態なのですけれども、この改正によって、その5カ月分の支給ができるようになるものです。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 早川委員。

○早川委員 はい、ありがとうございました。

では、今、私が申し上げた内容でよろしいということですね。

はい、ありがとうございます。

それで、その次のページにあります、ただしからある文章なのですけれども、「ただし、受給資格を喪失した者の手当は、支給月でない月であっても支給することができる」。

これは、例えば、今ご説明あったように、3月に、例えば亡くなったという場合も、3カ月後ですから、6月支給と、9月まで待たないというふうな認識になるのでしょうか。お願いします。

○佐藤委員長 中村高齢福祉課長。

○中村高齢福祉課長 高齢福祉課長の中村です。

今、議員がおっしゃられたように、その支給、通常の支給の月まで待たなくても、支給を受けられるというふうに改正するものになります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 早川委員。

○早川委員 はい、ありがとうございます。

それで、いいですか。

はい、もう1つ、そのページの最後のところに、附則ということで、経過措置、附則の中に施行期日、来年の、6年の1月1日から施行というのの下に経過措置で、その3番、改正後の鹿沼市在宅要介護高齢者介護手当支給条例第6条の規定により、令和6年9月に支給する手当については、同条第2項の規定にかかわらず、同年1月云々と書いてありますと、1月1日から施行ですから、これ、経過措置ではなくて、1月1日から施行なのだろうと思うのですけれども、ここで経過措置というふうにあるということは、何か経過しない、措置をとらないといけない何かがあるという認識なのでしょうか、お願ひします。

○佐藤委員長 中村高齢福祉課長。

○中村高齢福祉課長 ただいまの質疑にお答えいたします。

制度の改正によりまして、今まで、その年2回の支給の都度、申請が必要なものになつておりました。

この改正によりまして、あらかじめの登録制というものに切り替えをするということになります。

それで、その支給、ただ、支給の対象が登録になった後の月数しか対象にならないということにしておりますので、今回、条例改正を1月1日にして、その後すぐ申請をするということになりますと、翌月以降のものしか対象にならないということで、不利益が生じてしまうために、遡って、1月から、次の6月までの支給については、遡って適用できるということの経過措置となっております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 早川委員。

○早川委員 はい、しっかりと理解できました。

この新旧対照表でいうと、第3条に、「市長の認定を受けなければならない」というのが申請制度になったということですね。

はい、それでよろしいということかと思います。

はい、確認でした。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 138 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 138 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 141 号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。谷津保健年金課長。

○谷津保健年金課長 保健年金課長の谷津です。

議案第 141 号 「鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について」 ご説明させていただきます。

新旧対照表の 29 ページをお開きください。

「令和 6 年度以降の国民健康保険税の賦課限度額」 及び「出産被保険者が属する世帯の国民健康保険税の免除措置」の改正について、ご説明いたします。

まず、条例の第 2 条第 3 項の「後期高齢者支援金課税額」の限度額につきまして、こちらを 2 万円引き上げまして、20 万円から 22 万円とするものであります。

国保税につきましては、基礎課税額の医療分として課税される部分と後期高齢者支援金分として課税される部分、また、介護分として課税される部分の 3 つを合算した額となっております。

今回引き上げとなりますのは、後期高齢者支援分でありますので、この改正によりまして、令和 6 年度の国民健康保険税全体の賦課限度額は、「基礎課税額」が 65 万円、「介護納付金課税額」の限度額 17 万円とあわせまして、現行の 102 万円から 104 万円となります。

限度額を引き上げますと、高所得者層に、より多くの負担を求めることがあります、税率の引き上げを抑制することができますので、中間所得者層の負担軽減を図ることが可能になります。

続きまして、出産被保険者が属する世帯の国民健康保険税の減免について、改正内容をご説明いたします。

条例の第 23 条につきまして、23 条に第 3 項を加えまして、第 3 項において、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合に、出産被保険者の所得割及び均等割の額を出産の前後において軽減する旨を記載しております。

軽減の方法としましては、出産被保険者の出産予定日の属する月の前月から出産月の翌々月までの 4 カ月間、多胎の場合、双子以上ということになるのですけれども、出産の属する月の 3 カ月前から 6 カ月間の均等割と所得割の保険税を軽減いたします。

第 23 条第 1 項 1 号以下は、免除の計算方法の記載となりまして、第 24 条には第 3 項を加えまして、出産被保険者の届け出に関する条文を追加して、第 3 項 4 号において、市で把握できる場合の届け出書類の省略について記載されております。

この制度につきましては、国の少子化対策の一環、子育て世帯の負担軽減などから、全世代対応型持続可能な社会保障制度によります健康保険法の一部の改正によりまして、その整備に関する政令が出されたことから、令和5年7月20日に公布され、それが令和5年の7月20日に公布されたことによりまして、地方税法施行令の一部改正によりまして、免除措置を講じるものです。

改正の影響につきまして、国は、一応試算を出していまして、対象者1人当たり、国の試算では、平均2万7,000円と見込んでおります。

鹿沼市では、令和4年分の賦課分として、軽減施行を想定して試算しましたところ、平均が大体2万1,000円ぐらいになります。

以上で、「鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について」の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第141号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第141号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第149号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

議案第149号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）中、保健福祉部が所管する歳出についてのご説明をさせていただきます。

補正予算に関する説明書の5ページをお開きください。

一番上の段、3款 民生費 1項1目 社会福祉総務費 右側の説明欄の○、「物価高騰緊急支援給付金給付事業費」 6億4,230万3,000円の増につきましては、デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく、低所得世帯支援の、住民税非課税世帯に対する給付金、これの支給に係る事務費、及び1世帯当たり7万円の給付費を計上するものであります。

以上で、議案第149号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）中、保健福祉部が所管する歳出についての説明を終わります。

○佐藤委員長 平田学校給食共同調理場長。

○平田学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場の平田です。

議案第149号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）」の教育委員会関係の歳出についてご説明いたします。

令和5年度補正予算に関する説明書の5ページをお開きください。

2番目の段、10款 教育費 5項 3目 学校給食費の右側の説明欄、6ページの、「学校給食事業費」 5,423万4,000円の増につきましては、学校給食の食材費の高騰に対応するため、賄材料費の増額を計上するものです。

以上で、議案第149号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）の教育委員会関係」についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 はい、物価高騰対策ということで、非課税世帯にということで、一般質問でも出ていましたけれども、予定はどうでしょうか。

その後、いつ頃給付できるとかっていうめどは立ったのでしょうか。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。

羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

ただいまの阿部委員の質疑にお答えします。

給付の時期というか、スケジュールについてのことの質問だと思うのですけれども、やはり、一般質問の答弁と同じように、システム、これの導入が、やはり年明けになります。

どうしてもこれは年明けになるというふうなことで、それで、その導入後になりますと、かなりちょっと遅くなってしまうというようなことがございます。

それで、答弁でも、1月下旬以降に、なるたけ早い時期にというふうなことで、答弁をさせていただいていると思うのですけれども、やはり同じように、できるだけ早い時期に、支給できるように、今準備をしているところでございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はありますか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第149号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第149号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。  
(閉会 1時52分)